

2023

大学院工学研究科学生便覧



Graduate School of Engineering

Kagawa University

香川大学大学院工学研究科

2023年度行事予定表

学 期	月 日	行 事
第 1 学 期 (前 期)	4月 1日 (土)	第1学期開始
	4月 1日 (土)	第1学期・第1クォーター履修登録期間（～4月6日（木）13時まで） ※新入生は4月3日（月）～4月6日（木）13時まで 履修登録予備日は4月7日（金）
	4月 3日 (月)	入学式、ガイダンス等（～4月6日（木）まで）
	4月10日 (月)	授業開始
	5月 1日 (月)	木曜日授業振替日（全学）
	5月 2日 (火)	金曜日授業振替日（全学）
	5月25日 (木)	第2クォーター履修登録期間（～5月30日（火）13時まで） 履修登録予備日は5月31日（水）
	6月27日 (火)	第1クォーター科目成績発表日（全学生）
	7月17日 (月)	月曜授業日（全学）
	7月27日 (木)	学期末試験（～8月2日（水）まで）
	8月 3日 (木)	学期末試験予備日（～8月9日（水）まで）
	8月 4日 (金)	オープンキャンパス
	8月 6日 (日)	夏季休業開始
	8月24日 (木)	第1学期・第2クォーター科目成績発表日（19T以前入学者のみ）
第 2 学 期 (後 期)	9月 7日 (木)	第1学期・第2クォーター科目成績発表日（全学生）
	9月15日 (金)	第2学期・第3クォーター履修登録期間（～9月21日（木）13時まで） 履修登録予備日は9月22日（金）
	9月30日 (土)	夏季休業終了・第1学期終了
	10月 1日 (日)	第2学期開始・大学記念日（休業日）
	10月 2日 (月)	授業開始
	10月27日 (金)	大学祭（～10月30日（月）まで ※30日は大学祭撤収日） (期間中は臨時休業)
	10月31日 (火)	月曜日授業振替日（全学）
	11月 1日 (水)	金曜日授業振替日（全学）
	11月17日 (金)	第4クォーター履修登録期間（～11月22日（水）13時まで） 履修登録予備日は11月24日（金）
	12月19日 (火)	第3クォーター科目成績発表日（全学生）
	12月25日 (月)	冬季休業開始
	1月 7日 (日)	冬季休業終了
	1月 9日 (火)	金曜日授業振替日（全学）
	1月12日 (金)	臨時休業（大学入学共通テスト設営）
	1月13日 (土)	大学入学共通テスト（～1月14日（日）まで）
	2月 7日 (水)	学期末試験（～2月14日（水）まで）注：2/14は月曜日時間割の試験・授業
	2月15日 (木)	学期末試験予備日（～2月21日（水）まで）
	2月22日 (木)	第2学期・第4クォーター科目成績発表日（4年次生）
	2月25日 (日)	（創造工学部）入学者選抜試験（前期日程）
	3月11日 (月)	春季休業開始
	3月12日 (火)	（創造工学部）入学者選抜試験（後期日程）
	3月15日 (金)	第2学期・第4クォーター科目成績発表日（1～3年次生）
	3月24日 (日)	卒業式・修了式
	3月31日 (日)	春季休業終了・第2学期終了

令和5年度行事予定表（昼間）

第1学期

	日	月	火	水	木	金
4月						
2	3 新入学式・ガイダンス (毎年4/3)	4 新生入がイダンス	5 新入生修学相談会	6 新入生修学相談会 新外国人留学 生トノハラフ	7 定期健康診断 新生入修学相談 新外国人留学生 新生歓迎祭	1 第1 週修 8
	第1学期:第1クオーター履修登録期間(但しR5年度新生は4/3~4/6 13時まで)					(抽選)
9	10 授業開始(第1学期、第1クオーター)	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
	履修登録取消申請期間					
23	24	25	26	27	28	29
5月						
30	1 振替授業(木)	2 振替授業(金)	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
	第2クオーター履修登録期間 5/25~5/30					
6月	28	29	30	31	1	2
	(抽選)					3
4	5	6	7	8 授業開始 (第2クオーター)	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
7月						
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17 授業日(月)	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
8月	30	31	1	2	3 オープンキャンパス (看護学科)	4 オープンキャンパス 授業・定期試験予備日
	第1学期定期試験期間					
6 夏季休業~9/30	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
	教職員夏季一斉休暇取得促進期間					
20	21	22	23	24	25	26
9月						
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
	9/15~21 13時まで					(抽選)
24	25	26	27	28	29	30
	履修登録予備日					

第2学期

(注1)7/17(月・祝)を授業日とする。

(注2)土曜日の授業予備日は、気象警報の発令等により休講となった授業に限り、補講を実施するものとする。

(注3)オープンキャンパス:8/3は医学部看護学科、8/4は医学部医学科(午前)・臨床心理学科(午後)・他の学部

目 次

1.	大学院工学研究科の概要	1
	ディプロマポリシー.....	1
	カリキュラムポリシー.....	2
2.	各専攻の概要	
	<博士課程>	
(1)	安全システム建設工学専攻	4
(2)	信頼性情報システム工学専攻	4
(3)	知能機械システム工学専攻	6
(4)	材料創造工学専攻	7
3.	履修について	
(1)	研究指導の方法について	9
(2)	開設授業科目について	9
(3)	修了要件	9
(4)	在学期間及び休学.....	10
(5)	履修手続	10
(6)	授業について	10
(7)	単位の授与及び定期試験等について	11
(8)	学位論文の提出等について	12
4.	教育課程表	
	<博士課程>	
・	安全システム建設工学専攻.....	13
・	信頼性情報システム工学専攻.....	13
・	知能機械システム工学専攻	13
・	材料創造工学専攻	13
・	博士課程カリキュラムマップ.....	14
5.	規程等	
・	香川大学大学院工学研究科規程.....	16
・	香川大学大学院工学研究科学生交流規程	26
・	香川大学大学院工学研究科研究生規程	38
・	香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項.....	42
・	香川大学大学院工学研究科学位授与審査に関する申合せ.....	81
・	香川大学大学院工学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の在学期間 短縮修了に関する内規.....	83
・	香川大学大学院工学研究科長期履修学生取扱細則.....	89

1. 大学院工学研究科の概要

(1) 教育・研究の理念

20世紀の急激な科学技術の発展は、快適性、利便性をもたらしましたが、その反面で人類存続の危機を招く様々な問題を引き起こしました。香川大学大学院工学研究科では、その基礎となる工学部の理念「文理融合による超学際工学の創造」を教育・研究の根底に据えた上で、21世紀の社会を支える工学のあるべき姿を真剣に模索します。真に地域に目を向けた柔軟な構想力と自立的な思考および地域に根ざした国際展開のための国際適応性を有する人材を育成します。

上記の工学研究科の理念を達成するために、次の4専攻をおき、それぞれの研究分野を設けています。

専 攻	研究 分 野
安全システム建設工学専攻	自然環境マネジメント、建築・住環境デザイン
信頼性情報システム工学専攻	情報環境、電子情報通信
知能機械システム工学専攻	人間支援ロボティクス、バイオメディカルエンジニアリング
材料創造工学専攻	環境材料化学、機械材料科学、光・電子材料科学

(2) 教育・研究の目標

科学技術の各領域における進歩に寄与する専門性と、社会・地域・地球環境に与える影響を総合的に捉えうる学際性を併せ持ち、従来の工学の枠組みに囚われることなく、人間・社会・自然・人工物という工学の対象をグローバルな視点から正しく理解し、高い倫理観と多角的視点を持った新しい高度専門技術者を育成することを目指します。

(3) ディプロマ・ポリシー

博士課程

香川大学大学院工学研究科では、その教育理念に基づき、科学技術の各領域における進歩に寄与する専門性と、社会・地域・地球環境に与える影響を総合的に捉えうる学際性を併せ持ち、従来の工学の枠組みに囚われることなく、人間・社会・自然・人工物という工学の対象をグローバルな視点から正しく理解・展開し、高い倫理観と多角的視点を持った新しい高度専門技術者を育成します。

本研究科を修了し、本学が送り出す博士(工学)の身につけるべき能力・態度の到達基準は、次のとおりです。

博士課程のディプロマ・ポリシー

a. 専門知識・理解	自然科学と工学に関する深い理解を基盤として、それぞれの専門分
------------	--------------------------------

	野に関するトップレベルの知識・技術を習得している。
b. 研究能力・応用力	
b1. 課題への挑戦・解決能力	創造的な課題探求能力と高度な問題解決能力を有している。
b2. 実践的マネジメント能力	持続可能な社会の実現を推進するための実践的能力、学際的な発想力を有し、プロジェクト研究等で指導力を発揮することができる。
c. 倫理観・社会的責任	社会や科学技術の発展に貢献するために、技術者としての広汎かつ高度な知識と普遍的倫理観を有している。
d. グローバルマインド	論理的、学際的な思考を行い、それを広くグローバル社会に展開することができる。

各専攻のディプロマ・ポリシー

安全システム建設工学専攻	
a. 専門知識・理解	安全システム建設工学に関する高度な専門的知識・技術と幅広い思考をもとに創造的な研究・開発を行い、新しい分野を開拓して社会に貢献できる。

信頼性情報システム工学専攻	
a. 専門知識・理解	情報処理技術者として必要な高度の専門知識を身につけてそれを問題探索および問題解決に応用できる。 電子情報技術者として必要な高度の専門知識を身につけてそれを問題探索および問題解決に応用できる。

知能機械システム工学専攻	
a. 専門知識・理解	知能機械システム工学分野の専門家として、新しい学術・研究領域を開拓し、地域から国際社会にわたって貢献できる。

材料創造工学専攻	
a. 専門知識・理解	環境材料化学、機械材料科学、光・電子材料科学のいずれかの分野の専門家や独立した研究者として、新しい学術・研究領域を開拓し、地域から国際社会にわたって貢献できる。

※b～dの項目については、博士課程各専攻共通とする。

(4)カリキュラム・ポリシー

博士課程

香川大学大学院工学研究科博士課程では、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示した人材を育成するために、特別研究III(4単位)、特別研究IV(6単位)から構成される教育課程を編成・実施します。修了要件は、上記10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた博士論文の審査及び最終試験に合格することです。

ディプロマ・ポリシーの各項目の達成は、以下に示す体系的教育をもって実現します。

- a.「専門知識・理解」: 「特別研究III」「特別研究IV」で、研究計画を立案・遂行するために必要とされる専門分野におけるトップレベルの知識・技術、多角的な評価能力を身につけます。
- b.「研究能力・応用力」 「特別研究III」では、持続可能な社会の実現を推進するための実践力、学際的な発想力、創造的な課題探求能力と高度な問題解決能力を身につけます。「特別研究IV」では、論文としてまとめ、発表する上で必要とされる能力及び個人が行うシーズ研究・萌芽的研究をチームとしてのプロジェクト研究等を進めていく上で必要とされる能力を培います。
- c.「倫理観・社会的責任」: 「特別研究III」「特別研究IV」で、技術者としての普遍的倫理観を身につけます。
- d.「グローバルマインド」: 「特別研究III」「特別研究IV」で、文献調査や論文講読、海外の事例研究などを通して、様々な工学分野の国際的開発状況を知ることにより、技術戦略の国際的視点を身につける。これにより、より実践的なグローバルマインドを身につけます。

以上の学修成果は、シラバスに記載している方法によって、各授業科目の到達目標の達成度で評価します。

〈研究計画の遂行に対する指導及び学位論文の評価〉

研究指導は、本研究科が作成する「研究指導計画」に基づいて実施します。

博士論文の研究を国際学会が発行する論文誌及び主催する学術集会等で発表し、国内外の研究者と活発に議論を行うことで、実践的なグローバルマインドを身につけます。

博士論文は、本研究科の定める学位論文審査基準に基づき、本研究科で選出された審査委員(主査1名、副査2名以上、学外審査員を含むことができる)により厳格な審査及び最終試験を実施し、さらに公聴会を行うことで、学位論文としての合否判定を行います。

2. 各専攻の概要

<博士課程>

(1) 安全システム建設工学専攻

1. 教育理念

21世紀は環境の世紀といわれる。社会基盤整備においても環境への負荷を最小限にし、原材料の採取から建設、利用、廃棄に至るプロセス全体を通して、省資源・省エネルギー、原材料及び製品の再利用・循環を図り、循環型社会(ゼロエミッション・サイクル)の確立に貢献することが求められている。また、都市計画、地域計画においても人間生活にとっての快適性、安全性、効率性に加えて、環境・生態系の保全及び環境負荷の軽減を考慮に入れた取組が求められている。

香川県は、瀬戸内海と讃岐山脈に囲まれた自然豊かな地域ではあるが、同時に水資源確保や瀬戸内海の環境保全等の問題に多くのエネルギーを費やして、問題解決のための模索を図ってきた。また、環境回復のために巨額の資金を投入しなければならない産業廃棄物問題の象徴「豊島」も経験した。このように、香川県は、人々が環境問題の本質を生活の中に身近に感じてきた地域と言える。したがって、今後、香川が環境問題先進地域として、環境解析・評価のための調査・情報システムの構築と環境保全及び低環境負荷技術の開発・研究を進めることの意義は極めて大きい。

博士後期課程の本専攻は、学士課程(安全システム建設工学科)及び博士前期課程(安全システム建設工学専攻)の上に積み上げるものとし、自然環境マネジメント、建築・住環境デザインの2研究分野で構成する。これらの分野が連携を図りながら、上記の課題に関してさらに深く掘り下げた研究を展開することによって、地域の抱える課題解決に向けて貢献すると同時に、同様の問題を抱える世界中の地域に発信し、地球環境全体の保全・回復に貢献する。

1) 自然環境マネジメント分野

本研究分野では、地盤環境、水環境、緑地環境などの保全と再生のために必要な技術を身につけます。地盤の破壊機構の解明に基づく防止技術、自然災害発生危険度の評価手法や災害軽減、河川、ため池や貯水池、地下水等の陸域での水循環系の総合的な管理・予測・修復技術の開発、瀬戸内海の流動・水質の計測・予測技術の開発及び沿岸域環境の修復技術の開発、地盤の破壊機構の解明に基づく防止技術および災害軽減・危機管理技術等、荒廃した自然環境の修復とその活用等に関わる研究を展開し、地域の環境と安全性の向上、地震等の災害に対する地域の安全性向上に貢献する。

2) 建築・住環境デザイン分野

本研究分野では、都市・地域環境の実態把握・計測・予測および保全・修復に関わる技術の開発から政策代替案の提言までを行う。具体的には、環境と調和した快適な都市開発・住環境づくり、自動車交通負荷の軽減による都市環境の改善、都市化に対する適切な対応、環境管理に関わる住民合意形成・価値形成や計画・事業評価の手法を開発し、制度基盤としての政策立案支援システムを構築する。地球環境を見据え地域資源を活用した環境親和型材料・工法、構造物の長寿命化や機能回復技術、構造物や材料の信頼性評価技術、構造物や地盤の破壊機構の解明に基づく防止技術および災害軽減・危機管理技術等を扱う。これらにより、地震等の災害に対する地域の安全性向上に貢献する。

(2) 信頼性情報システム工学専攻

人類の生存基盤としての環境を適切に利用するという前提で、人間は多様な活動をしていかなければならない。日々の生活及び生産活動は様々な技術が組み込まれた「もの」の助けを借りることなくして行うことできない。そして、それらの、一層の高度化、効率化及び高付加価値化を目指した間断ない研究開発が

必要である。新技術の研究開発は熾烈な競争の中で行われており、それらの結果は経済の動向とも密接に関連する。従って、地域の自律的発展は、このような環境の中で如何に優位な技術を継続的に生み出していくかにかかっている。

大量のデータを瞬時に移動でき、人々の間のコミュニケーションを容易にする情報通信関連産業の創生は、地域発展の起爆剤として期待されている。しかし、インターネットや携帯電話に見られるように、その展開は想像以上に早く、従来の企業形態で事業を進めることが困難になりつつある。このような状況下では、技術開発の頭脳として大学が果たす創造的役割は大きく、またそれが強く期待されている。

博士後期課程の本専攻は、このことを強く認識した教育研究を進め、香川県及び四国地域における情報通信関連産業の創生・発展に貢献するため、人間の社会活動の基盤として必要な情報通信技術を文理融合の概念でとらえ、実践的かつ先進的な教育研究を行う。本専攻は、学士課程(電子・情報工学科)、博士前期課程(信頼性情報システム工学専攻)の上に積み上げるものとし、情報環境、電子情報通信の2研究分野で構成する。

・情報環境分野

情報通信技術革命によって到来が現実味を帯びてきた高度情報化社会に向けて、社会生活そのものの変革が実際に起こり始めている。特にインターネットやパーソナルコンピュータ、携帯電話の普及は、利用者の増大や利用場面の拡大を生んでいる。その中で、情報システムや計算機ネットワークの実現や利用において、確固とした情報通信技術に基づく高信頼性の確保と、同時に、人間にとっての分かり易さや使い易さのための感性の活用が求められている。また、システムの高度化、グローバル化に伴い、情報の機密性確保、システムの信頼性確保の必要性が増してきている。このように、情報化社会が高度化するに伴い、個々の情報システムから、グローバルなネットワーク環境に至るまで、幅広い分野にわたる信頼性確保が極めて重要な課題となってくる。

これらの要求にこたえるために、本研究分野では、感性工学、ヒューマンインターフェース、ソフトウェア工学、分散システムの構築・運用技術、最適化工学、パターン認識、教育支援工学、信頼性設計理論・技術等について教育研究を行う。これによって、人間が無理なく対応でき、豊かな社会生活を送ることができる社会の高度情報化をより促進するための技術を探求する。また、情報専門家として必要な知識・技術だけでなく、信頼性設計技術を必要としている他分野の知識・技術を身に付けた高度信頼性技術者の育成も目指している。

・電子情報通信分野

この10年で、インターネット及び携帯電話に代表されるモバイル通信が社会全体に普及し、一般市民が当たり前のようにこれらの技術を使う世の中に急速に変貌した。これにより、通信技術、ネットワーク技術は重要になり、特に高速性、信頼性、安定性、セキュリティ等への要求は高まるばかりである。さらに、ネットワークを利用した情報サービスも多様な展開を見せており、従来考えられなかった新たなサービスの構築が社会・経済の活性化に重要になってきている。また、文理融合の観点から、ネットワーク利用者の新しい行動様式やコミュニケーション様式、また、それらに関する世代間ギャップ、倫理などの問題も重要になってきている。さらに、電子機器や計算機の高速度化、大容量化への要求がますます増大している。このような社会的要求にこたえる技術として、光波を利用した光学情報処理技術、光エレクトロニクス応用技術は注目され、多くの電子機器や計算機システム中で利用され始めている。また、ハードウェアの発展に対応して、マルチメディア情報処理技術及び分散処理技術を中心としたソフトウェア開発の重要性も従来にも増して認識されている。

本研究分野では、安心して使える高性能情報通信ネットワークに係わる技術について、ハードウェア・ソフトウェアの両面からアプローチするとともに、新たな情報サービスの開発とそれに係わる社会科学的な検討、さらには、ニューラルネットなどネットワーク技術の他分野への応用に関して教育研究を行う。また、光エレクトロニクス技術を中心としたハードウェア的側面と、マルチメディア情報処理技術や分散処理技術を中心としたソフトウェア的側面の両面から高度情報電子システムを創造できる人材を養成することも目的とする。ハードウェア的側面では、光デバイス及び光エレクトロニクス技術、電子応用計測技術等を、ソフトウェア的側面では、超高速信号処理、画像情報処理等、及びシステムソフトウェア、生体情報技術、分散処理信頼性技術等についての教育研究を行う。さらに、ハードウェア技術とソフトウェア技術をバランス良く発

展させ、両技術の融合による、より高度な情報処理システムや計測システムの研究開発技術者の育成を目指す。

(3) 知能機械システム工学専攻

人類は、生活の中で人の持つ機能を最大限に活用し、また、人の機能が不足する場面では、人間の機能を越えた、または補完、代替する機器を作り、生活の高度化、高利便化を計ってきた。現在も、これら機器のハード、ソフトの両面から、一層の高度化、高付加価値化を目指し、間断のない新技術開発、研究競争が繰り広げられている。新技術開発競争の結果は、経済活動の動向にも密接に関連しており、地域の自立的な発展は、如何に優位な技術を開発し、事業化できるかにかかっている。

これら、生活を支援し、生産を支援する機器及びシステムは、ますますその複雑さを増し高度化している。これまでには、技術が未熟であるが故に、また、機器生産の効率化を追求するあまり、これら機器を使うには、人が機械の機能に合わせることを強要されることもしばしばあった。これからは、人が機械に合わせるのではなく、機械を人に合わせる視点に基づく技術開発が一層重要になってきている。例えば、介護支援等においては、人間の尊厳と感性に配慮した技術開発が求められる。このような高度な技術には、高機能なデバイス、複雑なシステムが必要であるばかりでなく、人間理解が不可欠であり、その技術的なブレークスルーにより幅広い応用分野が拓け、新規産業に向けた多くの種子をもたらす。

香川県は高齢化の先進県である。今後、20数年の間に、日本の高齢者は3000万人を超える人口比率の30%を超える高齢化社会になると予測されている。高齢者は各種の機能が衰え、社会生活に支障をきたすことが多い。この衰えた機能の補助、補完の課題を、技術開発により優位性のある技術にまで高めることにより、高齢者先進県である香川県は、来るべき日本の高齢化に先駆けた高齢者対応技術の中心になりうる。例えば、高齢化に起因する交通事故や要介護人口の増加は、今後多くの地域において社会問題化することは明らかであり、この解決には、人間工学的な立場、高度なロボット、デバイス、制御システム等に関わる総合的な技術開発が必須となる。本学工学系の人的な資源を考慮すれば、これらに対する先進的な取組が可能である。この結果として、これまで産業構造の中でほとんど存在しなかった新規分野の起業、事業化に対する可能性が高まる。

他方、既存産業においても世界的なメガコンペティションの中、製品の高度化、コストダウン、付加価値の付与が求められている。上記の高度化した技術、システムは、既存の生産活動を合理化、効率化、高度化する可能性を持っており、この面からも地域の企業への支援が期待されている。

これら生活支援、生産支援のコンセプトのもと、博士前期課程では高度専門職業人の育成に向けた教育研究を実施している。博士後期課程においては、社会で必要とされる技術を発掘し、新規技術の種となる技術を追求し育てることのできる、技術者、研究・開発者を教育・育成するとともに、開発した技術を使い起業のできる人材の育成を目指す。このため、本専攻は学士課程(知能機械システム工学科)及び博士前期課程(知能機械システム工学専攻)の上に積み上げるものとし、人間支援ロボティクス分野とバイオメディカルエンジニアリング分野の2研究分野で構成する。

・人間支援ロボティクス(Human-assist and Robotics)分野

生活・医療・福祉・交通等における安心・安全で快適な環境を提供するための人間支援技術、また、宇宙・深海などの人が立ち入れない環境で活躍するロボットの開発を進めている。これらの研究開発を通して、人間支援ロボティクスについて学ぶ。

・バイオメディカルエンジニアリング(Biomedical Engineering)分野

バイオ分野ならびに医療分野における計測および制御技術を提供するために、材料開発、半導体微細プロセス技術に、シミュレーション技術や材料評価技術を融合した高度ものづくり技術の研究開発を進めている。

(4) 材料創造工学専攻

21世紀においては、地球規模で問題となるエネルギー、環境マネジメントなどを見据えた革新的科学技術の構築が急務である。これを実現するためには、新しい技術の展開を促す材料の研究開発が不可欠となる。新しい物質の発見が新しい材料を生み、技術に革新をもたらすからである。この世紀は材料科学の役割が従来に増して厳しく注目される時代となるであろう。

これまで、材料の研究開発は、主に経験を蓄積する形で進められてきた。しかし、近年、材料科学の基礎的学問としての物理、化学、生物学などが相互に結びついた境界領域での学問の進展、さらにビーム技術、解析・評価技術などの材料研究手段の著しい発展につれて、材料を原子・分子レベルで制御することが可能になりつつある。その結果、ガイディング・プリンシップに基づいた系統的研究により、機能を理論的に予測した材料の創造ができるようになってきた。また、新機能材料を用いた種々のデバイスも、その構造から特性や性能が予測できるようになるであろう。

このような材料創造の動向として、具体的には以下のようないくつかの研究開発が求められている。

- ・基礎的研究によって得られた知見などを積極的に活用して、省エネルギー、循環型、環境適応などに必要な機能を付与した新素材を創造する。
- ・スマート・マテリアル創造の基礎となる機能発現の原理に立ち、材料機能の理論的、実験的研究を体系的に進め、材料の機能をミクロな見方から研究を行う。すなわち、外部からの能動的制御による新機能の発現や、材料機能をその元となる基礎物性=『素機能』に分解してとらえ、素機能が積み上げられた結果としての機能発現機構などを明らかにする。
- ・材料のデバイスとしての機能を素機能の組み合わせで具現させるため、材料機能を理論的に予測する材料設計法により、ハイブリッド化、組成調整、結晶構造制御、表面・界面制御など構造を制御した量子デバイスを創造する。また、先端材料創造の目的達成のために、計測技術が不可欠である。このような材料評価技術は「顕微鏡的手法」と「物性測定法」の結合による『ナノ計測・評価技術の高度化』が求められる。したがって、材料構造や表面構造の評価、光・電子機能の計測、量子デバイス特性評価技術などに関連する先端的複合物性評価技術を駆使した未来材料創造を行う。

また、「素材産業」空白地域に近い香川県は、「新素材」を地域で育成すべき重要先端産業の一つと位置付けている。本専攻はその教育研究活動を通じて、環境に優しく省エネルギーを目指す、軽量構造材料、環境循環型材料、電子材料、光情報通信材料などの未来材料を創造する産業や人材の育成に大きな寄与を果たすことと期待される。

このような材料創造研究の新しい潮流、地域からの要求を勘案しつつ、学士課程、博士前期課程では、研究分野を新素材・機能発現・デバイスの観点から分類し、それらを相互に有機的に結合させ、それぞれの研究分野に再配分することにより、革新的機能を有する先端材料の創造を目指した。本専攻は、学士課程(材料創造工学科)、博士前期課程(材料創造工学専攻)の上に積み上げるものとし、環境材料化学、機械材料科学、光・電子材料科学の3研究分野で構成する。

・環境材料化学分野

資源の大量消費が環境を著しく劣化させていることから、今後は物質循環を重視した高機能材料開発が求められる。本研究分野では、耐環境材料、セラミック材料、有機材料及び生体システムを補完できる高機能生体材料等について、設計・創製・デバイス化、システム化等の材料開発に關し巨視的及び微視的観点から教育研究する。また、物質循環に関する評価技術、表面・界面制御などとともに、使用材料の長寿命化のための診断技術、廃棄物処理技術等の教育研究を行う。

・機械材料科学分野

省エネルギー、省資源化の流れは常に材料の新しいプロセス法の改革を促している。本研究分野では新世代構造的材料や斬新な機能を持つ金属材料、セラミックス材料から半導体ナノ構造まで、ミクロ、ナノの立場から材料組成解析・組織設計・創製、組成制御などを軸に教育研究を展開する。このような材料創成に関する高度な知識・技術に関する教育研究を行う。

・光・電子材料科学分野

高度にインテリジェント化している人間活動を支える基盤となる、量子効果を用いた高機能物質・材料の設計、機能発現、創成及び評価についての教育研究を行う。特に、新しい量子機能を発現させるための、ナノテクノロジー、半導体材料、電子材料、光機能材料、通信及び計算機シミュレーションなど量子材料の特性の制御、評価、予測及び設計、先端的機能を持つ材料及び物性に関する教育研究を行う。

3. 履修について

(1) 研究指導の方法について

(指導教員)

- ① 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。
- ② 研究科博士課程の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人以上とする。
- ③ 主指導教員は、研究科専任の教員をもって充てる。
- ④ 副指導教員について、研究科長が有資格者と認めた場合は、研究科以外の者を充てることができる。

(2) 開設授業科目について

工学研究科博士課程の授業科目は、次の2つの科目とする。

特 別 研 究 III	博士論文の研究テーマを設定し、その社会的意義を理解する上で必要とされる多角的な評価能力及び研究計画の立案・遂行に必要とされる能力を養う。
特 別 研 究 IV	博士論文の研究を遂行し、論文としてまとめ、発表する上で必要とされる能力及び個人が行うシーズ研究・萌芽的研究をチームとしてのプロジェクト研究等を進めていく上で必要とされる能力を育成する。

(3) 修了要件

(博士課程)

工学研究科博士課程を修了(博士の学位を取得)するためには、所定の年数以上在学し、下表に示す所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。このほか、香川大学大学院学則の定めるところによる。

特別研究III	特別研究IV	合 計
4単位	6単位	10単位以上

(注) 博士課程の配当は、特別研究III(4単位)及び特別研究IV(6単位)の計10単位である。

(香川大学大学院学則より抜粋)

(標準修業年限)

第17条 (略)

6 工学研究科博士課程の標準修業年数は、3年とする。(略)

(博士課程の修了要件)

第44条 (略)

3 工学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、当該研究科の定めるところにより、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程又は博士前期課程における2年の在学期間を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前

条第1項のただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、第22条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に關し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、工学研究科の博士課程又は医学系研究科看護学専攻の博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(4) 在学期間及び休学

在学期間は、当該課程の修業年限の2倍を越えることができない。

病気その他の理由により引き続き2月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として、引き続き休学することができる。休業期間は、通算して博士課程にあっては3年を超えることができない。休学期間は、これを在学期間に算入しない。ただし、復学により休学期間が2月に満たないときは、その期間は在学したものとみなす。

(5) 履修手続

学生は、教育課程表、シラバス、授業時間割表を参考に、指導教員の指示のもと、履修計画をたてること。

- ①所定の期間内(別途掲示等で周知)に、指導教員の承認を得たうえで、受講しようとする授業科目を教務システム(Dream Campus)により履修登録すること。履修登録は、学内LANに接続されたコンピュータ端末(自分のノートPCあるいは6403演習室、図書館、幸町キャンパスの情報処理センターの端末等)又は学外ネットワークから、ホームページに接続し、学生自身で履修を希望する授業科目を登録すること。履修登録の変更(追加又は取消し等)をする場合も、同様である。
- ②履修登録した授業科目以外については、単位を修得することができない。
- ③所定の期間以後に、履修する授業科目について、履修登録を変更(追加又は取消し等)する必要が生じた場合には、指導教員並びに授業担当教員の承認を得て、学務係に届け出ること。
- ④授業科目によっては、開講時期(第1学期・第2学期)の変更もあり得るので、各学期の始めに公表される時間割表に注意すること。

(6) 授業について

①休講・補講

休講・補講の連絡は、別途掲示等により周知する。また、教務システム(Dream Campus)に掲載する。
<http://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/about-class/system/>

②授業の欠席について

負傷又は疾病その他の事由によって、授業を欠席する(した)場合は、指導教員の承認を経て、「欠席届」のほか、授業担当教員の指示に応じて欠席理由の証明書類を、当該授業担当教員に提出

すること。欠席の理由と証明書類の例は、「追試験を許可できる理由と証明書類」と同一とする。なお、この届出による出欠の取扱いについては、授業担当教員の判断による。

③気象警報の発令等における休講措置の基準について

【特別警報の発表による場合】

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

【気象警報の発表による場合】

・昼間の授業について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午前6時30分に発表されている場合は休講とする。午前6時30分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

ただし、午前10時30分の時点で警報が解除されている場合で、かつ、それ以降に発表されないときは、午後1時以降に開始される授業を実施する。

・夜間の授業(午後6時以降に開始する授業)について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午後3時に発表されている場合は休講とする。

午後3時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

・前2号の指定する地域を次のとおり定める。

幸町キャンパス及び林町キャンパスは高松市とし、医学部キャンパス及び農学部キャンパスは、高松市又は三木町とする。

なお、居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとする。

・教育実習、臨床実習、臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は、その都度、その授業を開講する部局の長が判断し措置する。

・休講措置となった場合においては、電話連絡等は行わない。

・定期試験期間中においても、上記と同じ取扱いとする。

(7) 単位の授与及び定期試験等について

①授業科目を履修した学生に対しては、試験又は研究報告により単位を与える。

②成績は、秀、優、良、可又は不可の評語(評価)をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

評語(評価)	秀	優	良	可	不可
評 点	90点以上	80~89点	70~79点	60~69点	59点以下

③定期試験には、次の2つがある。

・学期末試験(7月下旬~8月上旬実施) 第1学期に行われた授業が対象

・学年末試験(2月上旬~中旬実施) 第2学期及び年間を通して行われた授業が対象

試験の時間割は、試験開始日の2週間前までに掲示等で発表する。

④追試験とは、定期試験を正当な理由で受験できなかった場合において、別途実施する試験である。試験を休んだ日の翌日から7日以内に、「追試験願」及び以下の証明書類を、学務係へ提出すること。なお、正当な理由と判断されない場合は、追試験を許可しない。

(定期試験を欠席した理由と証明書類)

定期試験を欠席した理由	「追試験願」に添付する証明書類
天災その他の非常災害	特になし
交通機関の突発事故	遅延証明書(公共交通機関の場合)、事故証明書(車等運転時の事故)など
負傷又は疾病	診断書
三親等内の親族の死亡による忌引	死亡通知書 など
就職試験の受験	就職試験の通知文(日時・場所・試験内容等がわかるもの)など なお、会社説明会参加については、選考会を兼ねるものにつきのみ追試を認める。
その他工学研究科が相当と認める理由	事前に学務係に申し出ること。

(8)学位論文の提出等について

学位論文の提出等については、「香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項」を参照すること。

博士課程
(安全システム建設工学専攻)

区分	科目コード	科目名称	担当	単位数	必修・選択	配当年次	開講学期	開講曜日	開講校時	備考
特別研究	940401	特別研究Ⅲ	専攻長	4	必修	1	—	—	—	
	940501	特別研究Ⅳ	専攻長	6	必修	1～3	—	—	—	

(信頼性情報システム工学専攻)

区分	科目コード	科目名称	担当	単位数	必修・選択	配当年次	開講学期	開講曜日	開講校時	備考
特別研究	940402	特別研究Ⅲ	専攻長	4	必修	1	—	—	—	
	940502	特別研究Ⅳ	専攻長	6	必修	1～3	—	—	—	

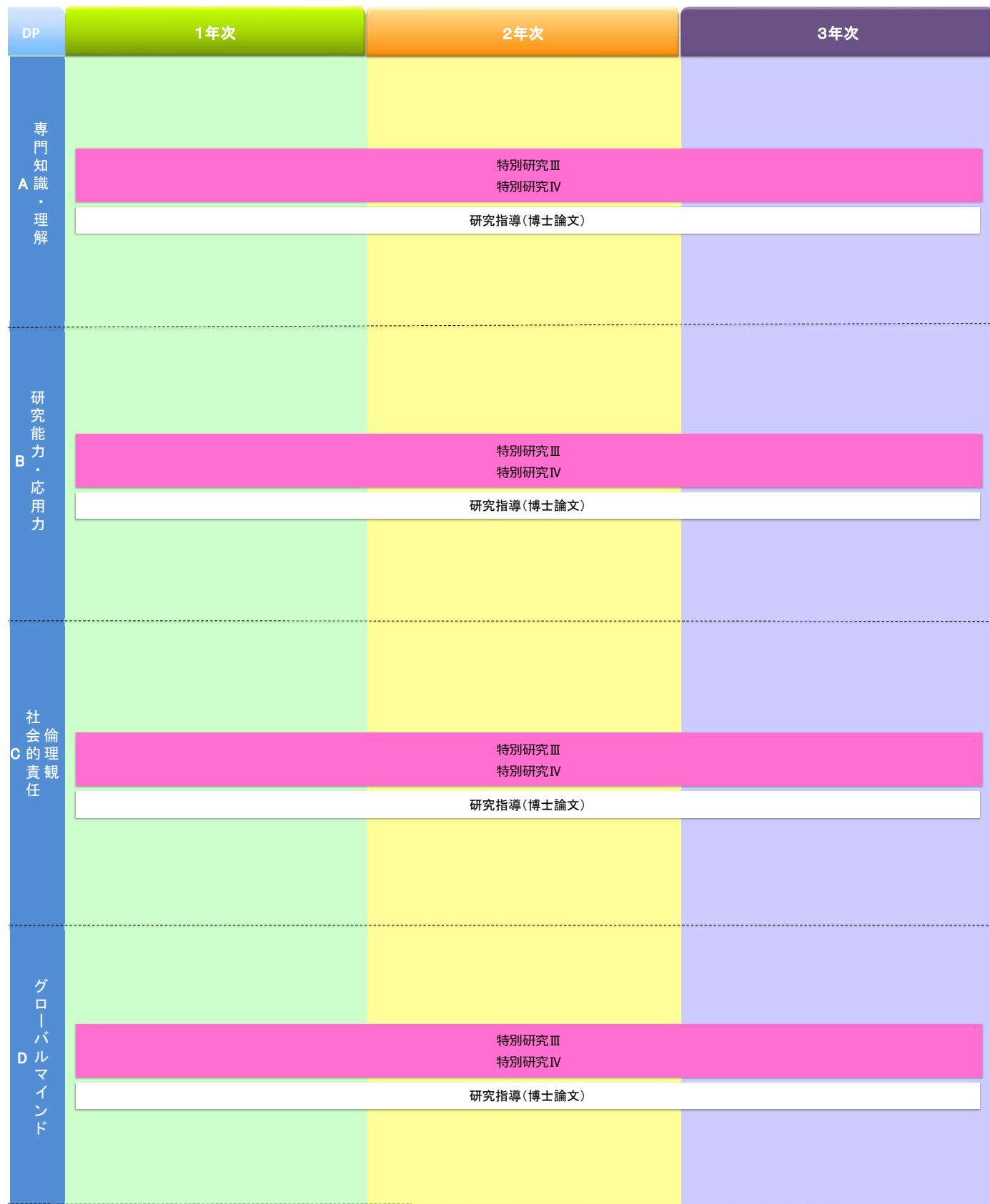
(知能機械システム工学専攻)

区分	科目コード	科目名称	担当	単位数	必修・選択	配当年次	開講学期	開講曜日	開講校時	備考
特別研究	940403	特別研究Ⅲ	専攻長	4	必修	1	—	—	—	
	940503	特別研究Ⅳ	専攻長	6	必修	1～3	—	—	—	

(材料創造工学専攻)

区分	科目コード	科目名称	担当	単位数	必修・選択	配当年次	開講学期	開講曜日	開講校時	備考
特別研究	940404	特別研究Ⅲ	専攻長	4	必修	1	—	—	—	
	940504	特別研究Ⅳ	専攻長	6	必修	1～3	—	—	—	

工学研究科博士課程 カリキュラムマップ



5. 規程等

香川大学大学院工学研究科規程

平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 香川大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項は、香川大学大学院学則及び香川大学学位規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 科学技術の各領域の進歩に寄与する専門性及び人間社会や地域および地球環境に与える影響を総合的に捉えうる学際性とを併せ持つ教育研究を行う。

2 従来の工学分野の枠組みにとらわれることなく、人間、社会、自然、人工物という工学の対象をグローバルな視点から正しく理解し、高い倫理観と多角的視点を持った新しい高度専門技術者を養成する。

(指導教員)

第3条 学生の専攻分野の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を置く。

2 研究科博士前期課程の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。

3 研究科博士後期課程の学生の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人とする。

4 指導教員は、研究科担当の教員をもって充てる。

5 副指導教員について、研究科長が有資格者と認めた場合は、研究科担当の教員以外の者を加えることができる。

6 指導教員の資格については、別に定める。

(授業科目及び単位数)

第4条 研究科における授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 研究科の授業科目とみなして履修することができる他研究科の授業科目及びその単位数は、別に定めるところによる。

(履修方法)

第5条 学生は、前条に定められた授業科目について、別表3のとおり単位を修得しなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目を、各学期の始めに指導教員の指示に従って選定し、研究科長に届け出なければならない。

3 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、研究科長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条 研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、香川大学大学院学則第34条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(学位論文の提出)

第7条 学位論文は、指定の期日までに、指導教員の承認を得た上で、研究科長に提出するものとする。

(教育方法の特例)

第8条 研究科における授業及び研究指導は、研究科長が教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適当な方法により行うことができる。

(成績評価)

第9条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格と

し、不可を不合格とする。

(追試験)

第10条 次の各号の事由により通常の試験に欠席した者に対しては、別に追試験を行う。

- (1) 天災その他の非常災害
- (2) 交通機関の突発事故
- (3) 負傷又は疾病
- (4) 3親等内の親族の死亡による忌引
- (5) 就職試験の受験
- (6) その他研究科長が相当と認める事由

2 前項の規定による追試験の許可を受けようとする者は、欠席した試験が行われた日の翌日から起算して7日以内に、その試験に欠席した事由を証明する書類を添えて、研究科長に願い出なければならない。

(再入学者又は転入学者の在学年数及び単位の認定)

第11条 再入学又は転入学した者の再入学又は転入学以前における大学院の在学年数及び修得単位の認定は、研究科長が行うものとする。

(雑則)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数並びに必修及び選択の別は、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 5 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1、別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月17日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

安全システム建設工学専攻

(博士前期課程)

区分	授業科目	必修	選択
共通科目	応用数学特論 I		2
	応用数学特論 II		2
	エンジニアリングマネジメント		4
	国際・技術戦略論		2
	数値解析論		2
	工学概論		2
	危機管理学		2
	工学英語	2	
	香川地域ものづくり概論		2
	研究倫理	1	
	特別研修		2
	海外特別研修 I		4
	海外特別研修 II		2
専攻専門科目	ドイツ語 I		2
	ドイツ語 II		2
	水圏環境学		2
	ウォーターマネジメント工学		2
	構造信頼性工学		2
	コンクリート構造性能設計論		2
	地震防災工学特論		2
	地盤工学特論		2
	環境基盤科学		2
	空間情報工学		2
	建築計画学特論		2
	建築構法論		2
	公共政策評価論		2
	都市解析論		2
	都市行動論		2
	住環境設計演習 I		2
	住環境設計演習 II		2
	構造設計演習 I		2
	構造設計演習 II		2
	住環境・構造特別演習		4
特別研究	建築設計インターンシップ I		2
	建築設計インターンシップ II		4
	建築実務研修 I		2
	建築実務研修 II		2
	建築実務研修 III		2
	特別研究 I	4	
	特別研究 II	4	

(博士後期課程)

区分	授業科目	必修
特別研究	特別研究 III	4
	特別研究 IV	6

(備考)

住環境設計演習 I, 住環境設計演習 II, 構造設計演習 I, 構造設計演習 II, 住環境・構造特別演習, 建築設計インターンシップ I, 建築設計インターンシップ II, 建築実務研修 I, 建築実務研修 II, 建築実務研修 IIIは修了要件単位には含まない。

信頼性情報システム工学専攻

(博士前期課程)

区分	授業科目	必修	選択
共通科目	応用数学特論 I	2	2
	応用数学特論 II		2
	エンジニアリングマネジメント		4
	国際・技術戦略論		2
	数値解析論		2
	工学概論		2
	危機管理学		2
	工学英語		2
	香川地域ものづくり概論		2
	研究倫理		1
	特別研修		2
	海外特別研修 I		4
	海外特別研修 II		2
	ドイツ語 I		2
	ドイツ語 II		2
専攻専門科目	自然言語処理	2	1
	高度教育システム論		1
	知識情報システム論		1
	大規模データベース論		1
	進化計算特論		2
	電子・情報工学ゼミナール		1
	通信ネットワーク信号処理		1
	コンカレントプログラミング論		1
	システムソフトウェア特論		1
	プログラミング・パラダイム		1
	プログラミング言語意味論		1
	ソフトウェアプロジェクト		1
	組込ソフトウェア工学		1
	光波応用工学特論		2
	非線形システム工学		2
	回路設計特論		2
	光電子工学特論		2
	システム信頼性工学		2
	システム最適化工学		2
	セキュリティデザイン		1
	情報セキュリティ特論		1
	応用統計解析特論		2
	マルチメディア処理論		1
	ソフトコンピューティング		1
	ビジュアライゼーション		1
特別研究	特別研究 I	4	
	特別研究 II		4

(博士後期課程)

区分	授業科目	必修
特別研究	特別研究 III	4
	特別研究 IV	6

知能機械システム工学専攻

(博士前期課程)

区分	授業科目	必修	選択
共通科目	応用数学特論 I	2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 1 2 4 2 2	2
	応用数学特論 II		2
	エンジニアリングマネジメント		4
	国際・技術戦略論		2
	数値解析論		2
	工学概論		2
	危機管理学		2
	工学英語		2
	香川地域ものづくり概論		2
	研究倫理		1
	特別研修		2
	海外特別研修 I		4
	海外特別研修 II		2
	ドイツ語 I		2
	ドイツ語 II		2
専攻専門科目	応用光学論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2
	生体工学論		2
	アクチュエータ		2
	医用応用工学		2
	自動車運動制御論		2
	機械信頼性		2
	解析シミュレーション		2
	マイクロテクノロジー		2
	マイクロプロセス工学		2
	連続体力学		2
	マイクロシステム設計実務		2
	マシンビジョン		2
	感性情報処理		2
	環境エネルギー変換工学		2
特別研究	知能移動ロボット学		2
	バイオメカニクス		2
	感覚知覚情報処理論		2
特別研究	特別研究 I	4	
	特別研究 II		4

(博士後期課程)

区分	授業科目	必修
特別研究	特別研究 III	4
	特別研究 IV	

材料創造工学専攻

(博士前期課程)

区分	授業科目	必修	選択
共通科目	応用数学特論 I	2 2 4 2 2 2 2 2 2 2 1 2 4 2 2 2	2
	応用数学特論 II		2
	エンジニアリングマネジメント		4
	国際・技術戦略論		2
	数値解析論		2
	工学概論		2
	危機管理学		2
	工学英語		2
	香川地域ものづくり概論		2
	研究倫理		1
	特別研修		2
	海外特別研修 I		4
	海外特別研修 II		2
	ドイツ語 I		2
	ドイツ語 II		2
専攻専門科目	生命材料科学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2
	表面機能制御		2
	新世代構造材料		2
	微細構造解析		2
	無機材料合成プロセス		2
	電子機能材料物性特論		2
	計算機材料設計学		2
	光機能材料物性特論		2
	量子力学特論		2
	分子工学		2
	光・電子材料プロセス工学		2
	光・電子材料評価学		2
	分子機能工学特論		2
	材料合成学		2
	金属強度・転位論		2
特別研究	機能性ナノ材料		2
	特別研究 I	4	
	特別研究 II	4	

(博士後期課程)

区分	授業科目	必修
特別研究	特別研究III	4
	特別研究IV	6

別表2（第4条関係）

四国防災・危機管理プログラム科目

区分	授業科目	単位
共同実施基礎科目	リスクコミュニケーション	2
	危機管理学	2
	災害と健康管理・メンタルヘルスケア	2
	防災・危機管理実習	1
行政・企業・医療防災・危機管理マネージャー養成科目群	行政・企業・医療のリスクマネジメント	2
	事業継続計画（BCP・MCP）の策定と実践	2
実務演習科目	救急救命・災害医療実務演習	1
	行政・企業防災・危機管理実務演習	1

別表3（第5条関係）

授業科目区分及び授業科目等	修了要件単位数	
	博士前期課程	博士後期課程
共通科目	4単位以上	
専攻専門科目	12単位以上	—
自由科目	6単位以上	—
特別研究Ⅰ	4単位	—
特別研究Ⅱ	4単位	—
特別研究Ⅲ	—	4単位
特別研究Ⅳ	—	6単位
合計	30単位以上	10単位以上

(備考)

1. 自由科目は、共通科目、専攻専門科目において修了要件を超えて修得した単位、他専攻における授業科目、又は別表2の四国防災・危機管理プログラム科目をもってかえることができる。ただし、四国防災・危機管理プログラム科目を自由科目に読み替えることができる者は、所定の単位を修得し、四国防災共同教育センターから修了認定を受けた者に限る。

2. 博士後期課程において、博士前期課程で開設する共通科目及び専攻専門科目を履修することができる。ただし、未修得の授業科目に限る。

香川大学大学院工学研究科学生交流規程

平成16年4月 1日

目次

- 第1章 総 則 (第1条—第2条)
- 第2章 派遣学生 (第3条—第11条)
- 第3章 派遣特別研究学生 (第12条—第20条)
- 第4章 特別聴講学生 (第21条—第27条)
- 第5章 特別研究学生 (第28条—第35条)
- 第6章 雜則 (第36条)

附則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学大学院学則第40条（第3項及び第4項を除く。）及び第41条並びに第66条及び第68条の規定に基づき、香川大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）に在学生で、本研究科が教育上有益と認める他の大学の大学院の授業科目の履修をしようとする学生（以下「派遣学生」という。）及び他の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとする学生（以下「派遣特別研究学生」という。）並びに特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「他の大学院」とは、本研究科と学生の交流を行う国立、公立及び私立の大学の大学院又は外国の大学の大学院をいう。

2 この規程において「他の大学院等」とは、本研究科と学生の交流を行う国立、公立及び私立の大学の大学院又は研究所等及び外国の大学の大学院又は研究所等をいう。

3 この規程において「大学間等協議」とは、学生の交流を行うに当たって、あらかじめ本研究科と他の大学院等との間で、履修できる授業科目の範囲、研究指導できる範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等費用の取扱方法その他必要とされることについて行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間等協議が成立した他の大学院について行う。ただし、外国の大学院で、やむを得ない場合は、事前の大学間等協議を欠くことができる。

2 前項の大学間等協議を行うに当たり、研究科長は学長に意見を述べるものとする。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 一 他の大学院への派遣学生願（別紙様式1）
- 二 その他当該他の大学院が必要とする書類

2 外国の大学の大学院へ留学する場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 研究科長の推薦書
- 二 健康診断書
- 三 学業成績証明書
- 四 当該他の大学院の同意書

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があったときは、研究科長は審査の上、学長に上申するものとする。

(派遣期間)

第6条 派遣学生の派遣期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、当該他の大学院との協議により、その延長を認めることができる。

2 履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間の取扱い)

第7条 派遣学生としての履修期間は、本研究科の在学期間に算入する。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が、他の大学院で修得した単位は、10単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 単位の認定は、当該他の大学院の交付する学業成績証明書により研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

(履修報告書の提出)

第9条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、速やかに研究科長を経て、学長に他の大学院の授業科目履修報告書(別紙様式2)及び当該他の大学院の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(授業料等)

第10条 派遣学生の授業料等については、大学間等協議の定めるところによる。

(派遣許可の取消し)

第11条 派遣学生が、疾病その他の理由により履修が困難と認められるときは、当該他の大学院との協議により、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 派遣特別研究学生

(取扱いの要件)

第12条 派遣特別研究学生の取扱いは、原則として大学間等協議が成立した他の大学院等について行う。ただし、外国の大学の大学院及び研究所等で、やむを得ない場合は、事前の大学間等協議を欠くことができる。

2 前項の大学間等協議を行うに当たり、研究科長は学長に意見を述べるものとする。

(出願手続)

第13条 派遣特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 一 派遣特別研究学生願(別紙様式3)
- 二 その他当該他の大学院等が必要とする書類

2 外国の大学の大学院又は研究所等へ留学する場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 研究科長の推薦書
- 二 健康診断書
- 三 学業成績証明書
- 四 当該他の大学院等の同意書

(派遣の許可)

第 14 条 派遣特別研究学生の願い出があったときは、研究科長は審査の上、学長に派遣を上申するものとする。

(派遣期間)

第 15 条 派遣特別研究学生の派遣期間は、博士前期課程の学生について許可する場合には、1 年を超えることができない。

(在学期間の取扱い)

第 16 条 派遣特別研究学生として研究指導を受けた期間は、本研究科の在学期間に算入する。

(研究報告書等の提出)

第 17 条 派遣特別研究学生は、他の大学院等における研究指導が終了したときは、速やかに研究科長を経て、学長に研究成果の概要等を記載した派遣特別研究学生研究報告書（別紙様式 4）及び他の大学院等の長が交付する研究指導の概要等を記載した派遣特別研究学生研究指導報告書（別紙様式 5）を提出しなければならない。

(研究指導の認定)

第 18 条 派遣特別研究学生が、他の大学院等において受けた研究指導は、前条に規定する報告書により、本学における課程修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

(授業料等)

第 19 条 派遣特別研究学生の授業料等については、大学間等協議の定めるところによる。

(派遣許可の取消し)

第 20 条 派遣特別研究学生が、疾病その他の理由により研究が困難と認められるときは、当該他の大学院等との協議により、派遣の許可を取り消すことがある。

第 4 章 特別聴講学生

(取扱い要件等の準用)

第 21 条 第 3 条、第 5 条、第 6 条及び第 11 条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において第 3 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 11 条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第 5 条及び第 11 条中「派遣」とあるのは「受入れ」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第 22 条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、学期の始まる 2 月前（外国の大学の大学院の学生の場合は、原則として 4 月前）までに、所属大学を通じて研究科長に提出しなければならない。

- 一 特別聴講学生願（別紙様式 6）
- 二 在学証明書
- 三 学業成績証明書

四 健康診断書

五 所属大学の研究科長の推薦書

六 その他本研究科が必要とする書類

(受入れの通知)

第 23 条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、所属大学に通知するものとする。

(授業科目の履修の範囲)

第 24 条 特別聴講学生は、大学間等協議に基づき、本研究科の授業科目を 10 単位を超えない範囲で履修できるものとする。

(学業成績証明書の交付)

第 25 条 研究科長は、特別聴講学生に学業成績証明書を交付する。

(学生証)

第 26 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(費用の負担)

第 27 条 履修に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

第 5 章 特別研究学生

(取扱い要件等の準用)

第 28 条 第 12 条、第 14 条、第 15 条及び第 20 条の規定は、特別研究学生に準用する。この場合において第 12 条、第 14 条及び第 15 条中「派遣特別研究学生」とあるのは「特別研究学生」と、第 14 条及び第 20 条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第 15 条中「派遣期間」とあるのは「受入れ期間」とする。

(出願手続)

第 29 条 特別研究学生を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、学期の始まる 1 月前までに、所属大学を通じて研究科長に提出しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

一 特別研究学生願（別紙様式 7）

二 在学証明書

三 学業成績証明書

四 健康診断書

五 所属大学の研究科長の推薦書

六 その他本研究科が必要とする書類

(受入れの通知)

第 30 条 学長は、特別研究学生の受入れを許可したときは、所属大学に通知するものとする。

(指導教員等)

第 31 条 特別研究学生には、その研究課題に応じて、指導教員を指定する。

2 指導教員は、特別研究学生に対し、その指導上本学の特定の授業科目を受講することが適當と認めるとときは、当該授業科目の担当教員と協議し、他の学生の教育に支障のない範囲においてその受講を認めることができる。

(学生証)

第 32 条 特別研究学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(施設等の利用)

第33条 特別研究学生として入学を許可された者は、他に規定がある場合を除き、本学の施設等を利用することができます。

(費用の負担)

第34条 研究指導に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

第6章 雜 則

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式1

他の大学院への派遣学生願

令和 年 月 日

香川大学長 殿

工学研究科

専攻

博士課程（前期（修士）・後期）

学籍番号

氏名

印

保証人氏名

印

現住所

郵便番号

—

電話番号（　　）

—

下記のとおり他の大学院の授業科目の履修をいたしたく御許可くださるよう、保証人連署をもつてお願いいたします。

記

1. 理由

2. 履修希望大学院、研究科及び専攻

大学大学院

研究科

専攻

3. 履修希望期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

4. 履修希望授業科目、単位及び担当教員名等

授業科目	単位	担当教員	曜日	時限	年度	期別

5. 履修時の予定住所等

住所

電話番号（　　）

上記学生が標記履修することについて承諾します。 指導教員氏名

印

別紙様式2

他の大学院の授業科目履修報告書

令和 年 月 日

香川大学長 殿

工学研究科

専攻

博士課程（前期（修士）・後期）

学籍番号

氏名

印

現住所

郵便番号 一 電話番号（ ） 一

下記のとおり他の大学院の授業科目の履修期間を終了しましたので、報告いたします。

記

1. 履修大学院、研究科及び専攻

大学大学院 研究科 専攻

2. 履修期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

3. 履修授業科目、単位及び担当教員名等

授業科目	単位	担当教員	曜日	時限	年度	期別

(注) 学業成績証明書を添付すること。

別紙様式3

派遣特別研究学生願

令和 年 月 日

香川大学長 殿

工学研究科 専攻

博士課程（前期（修士）・後期）

学籍番号

氏名

印

保証人氏名

印

現住所

郵便番号 — 電話番号 () —

下記のとおり他の大学院等の研究指導を受けたく御許可くださるよう、保証人連署をもってお願
いいたします。

記

1. 理由

2. 派遣希望大学院等

大学大学院 研究科 専攻

研究所 部門等

3. 派遣希望期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

4. 研究課題及び希望する指導教員等名

研究課題	希望する指導教員等	備考

5. 派遣時の予定住所

住所

電話番号 ()

上記学生が標記研究指導を受けることについて承諾します。 指導教員氏名

印

別紙様式4

派遣特別研究学生研究報告書

令和 年 月 日

香川大学長 殿

工学研究科

専攻

博士課程（前期（修士）・後期）

学籍番号

氏名

印

下記のとおり研究を終了しましたので、報告します。

1. 研究課題及び指導教員等名

研究課題	指導教員等	備考

2. 派遣大学院等

大学大学院 研究科 専攻

研究所 部門等

3. 派遣期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

4. 研究成果の概要等

--

派遣特別研究学生研究指導報告書

令和 年 月 日

香川大学長 殿

印

他の大学院等の長

下記の者に係る研究指導を終了しましたので、報告します。

1. 所属大学院専攻・氏名

香川大学大学院工学研究科 専攻
博士課程（前期（修士）・後期）

氏名

2. 受入れ大学院等

大学大学院 研究科 専攻

研究所 部門等

3. 研究課題及び指導教員等名

研究課題	指導教員等	備考

4. 研究指導期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

5. 研究指導の概要及び所見

別紙様式6

特 別 聽 講 学 生 願

令和 年 月 日

香 川 大 学 長 殿

本人氏名	㊞	男・女
生年月日	年	月
現住所		
郵便番号	一	電話番号 () 一
保証人氏名	㊞	
現住所		
郵便番号	一	電話番号 () 一

下記により貴学工学研究科の授業科目を履修いたしたく御許可くださるよう、保証人連署をもつてお願ひいたします。

記

1. 履修希望研究科及び専攻等

工学研究科	専攻	博士課程 (前期 (修士) • 後期)
-------	----	-----------------------

2. 履修希望期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

3. 履修希望授業科目、単位及び担当教員名等

授 業 科 目	単 位	担 当 教 員	曜 日	時 限	年 度	期 別

4. 在籍大学院、研究科及び専攻

大学大学院	研究科	専攻
-------	-----	----

別紙様式 7

特 別 研 究 学 生 願

令和 年 月 日

香 川 大 学 長 殿

本人氏名 男・女

生年月日 年 月 日

現住所

郵便番号 一 電話番号 () 一

保証人氏名

現住所

郵便番号 一 電話番号 () 一

下記により貴学大学院工学研究科で研究指導を受けたく御許可くださるよう、保証人連署をもつてお願ひいたします。

記

1. 研究希望期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

2. 研究課題及び希望する指導教員名

研 究 課 題	希望する指導教員	備 考

3. 研究内容

4. 所属大学院

大学大学院

研究科

専攻

5. 研究時の予定住所等

住所

電話番号 ()

香川大学大学院工学研究科研究生規程

平成16年4月 1日

(趣旨)

第1条 香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第67条第2項の規定に基づき、工学研究科における研究生に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 研究生として入学を出願できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 一 大学院修士課程を修了した者又はこれに準ずる者
- 二 大学を卒業した者又はこれに準ずる者であって、本研究科において研究生として適當と認めた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。

- 一 研究願（別紙様式1）
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- 四 健康診断書
- 五 その他研究科長が必要と認める書類

(選考及び入学の許可)

第4条 前条の入学を志願する者の選考は、研究科において行う。

- 2 前項の選考の結果、合格となった者は指定の期日までに入学手続きを行うものとする。
- 3 前項の入学手続きをした者の入学許可は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

(研究期間)

第6条 研究期間は、入学が許可された年度内とする。ただし、引き続き研究することを願い出たときは、1年以内に限り、研究期間の延長を許可することがある。

(指導教員)

第7条 研究生は、指導教員のもとに研究に従事しなければならない。

- 2 指導教員は、研究科長が定める。

(講義等への出席)

第8条 研究生は、研究科長の許可を得て、研究事項に関連のある講義に出席することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(研究の終了等)

第9条 研究生が研究期間を終了した場合には、研究の概要及び成果を指導教員を通じて研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項の研究の成果について、研究生が証明を願い出たときは、研究科長は研究証明書(別紙様式2)を交付することができる。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(研究許可の取消し)

第11条 研究生が次の各号の1に該当するときは、学長は研究の許可を取り消すことができる。

- 一 研究生としての本分に反する行為があると認められたとき。
- 二 病気その他の理由により研究継続の見込みがないと認められたとき。
- 三 授業料の納付の義務を怠ったとき。

(授業料等の納付)

第12条 検定料、入学料及び授業料の額は、学則第57条関係別表第2に規定する額とする。

- 2 授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

- 3 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事由があつても返還しない。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式1

研 究 願

年 月 日

香 川 大 学 長 殿

氏名 印

下記により、貴学大学院工学研究科研究生として、入学を志願しますので、許可
くださるようお願ひいたします。

記

研究事項	
研究期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (か月)
希望する 指導教員	
備 考	

別紙様式2

第 号

研 究 証 明 書

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、本学において 年 月 日から 年 月 日までの間、大学院工学研究科研究生として、下記事項に関する研究に従事したことを証明する。

記

年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項

平成31年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、香川大学学位規則（以下「学位規則」という。）の規定に基づき、香川大学大学院工学研究科博士前期課程（以下「本学工学研究科博士前期課程」という。）及び香川大学大学院工学研究科博士後期課程（以下「本学工学研究科博士後期課程」という。）における学位授与審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「修士」とは、学位規則第4条の規定に基づき授与される修士の学位をいう。

- 2 この要項において「課程博士」とは、学位規則第5条第1項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。
- 3 この要項において「論文博士」とは、学位規則第5条第2項の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 修士

(学位論文の審査申請)

第3条 学位規則第7条第1項の規定により修士の学位を申請しようとする者（以下「審査申請者」という。）は、主指導教員の承認を得て学位審査申請書（修士）（別紙様式第1）に学位論文を添え、専攻長を経て、工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

- 2 提出する学位論文は正本1部、副本2部とする。ただし、第5条第1項第1号に規定する審査委員が増えた場合は、増分数の副本を提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請は、在学期間中に行うものとし、申請書は2月1日、学位論文は2月20日（第1学期末修了予定の者については、申請書は6月30日、学位論文は7月31日）までに提出するものとする。ただし、提出締切日が休日に当たるときは、その翌日とする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、前条の申請を受理したときは、学位規則第9条第1項の規定に基づき、研究科教授会に学位論文の審査及び最終試験の実施を付託する。

(審査委員の選定)

第5条 研究科教授会は、前条により審査を付託されたときは、次の各号に定めるところによる審査委員を選定する。

- (1) 主査1人及び副査2人以上の計3人以上とする。
- (2) 前号の主査1人及び副査1人は、研究科担当の教員とする。ただし、審査委員のうち1人は審査申請者の主指導教員とする。
- (3) 主査は、当該学生の主指導教員を充てるものとする。

- (4) 研究科長が有資格者と認めた場合は、前項の審査委員のほかに他の研究科（以下「他研究科」という。）又は他大学の大学院若しくは研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）（以下「他機関」という。）の教員等を副査に加えることができる。
- (5) 審査委員は、修士又は博士の学位を取得している者とする。
- 2 各専攻は、前項の審査委員を選出するため、審査申請者ごとに学位論文審査委員候補者（修士）を選定し、審査委員候補者一覧表（修士）（以下この章において「一覧表」という。）（別紙様式第2）により、研究科長に提出するものとする。
- 3 研究科長は、前項の一覧表を工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に提出するものとする。
- 4 研究科教授会は、前項の一覧表に基づき、審査委員を選出する。

（学位論文発表会）

- 第6条 専攻長は、学位論文の審査において、学位論文発表会（以下「発表会」という。）を開催するものとする。発表会においては、主査の総括のもとに、発表者と審査委員及びその他発表会出席者との間で質疑応答を行う。
- 2 専攻長は、発表会の日程を、学位論文発表会日程表（修士）（別紙様式第3）により研究科長に報告し、研究科長は、発表会の日程を関係者に周知するものとする。

（学位論文審査等の実施）

- 第7条 審査委員は、学位論文等を受理した日から速やかに学位論文の審査及び最終試験を実施する。
- 2 前項の最終試験は、学位論文等の内容を中心として、これに関連する授業科目について、筆記又は口述により行う。なお、この最終試験は、前条第1項に規定する発表会をもって代えることができる。
- 3 第1項の学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

（学位論文の審査結果等の報告）

- 第8条 主査は、専攻の議を経て、学位論文の審査及び最終試験の結果を、研究科長に文書をもって報告するものとする。
- 2 前項に規定する報告は、学位論文（修士）の審査結果の要旨及び学位（修士）の最終試験の結果の要旨（別紙様式第4）とする。

（学位授与の審議）

- 第9条 研究科長は、前条の報告に基づき、学位授与審議資料（修士）（以下この章において「審議資料」という。）（別紙様式第5）を作成し、研究科教授会に提出するものとする。
- 2 研究科教授会は、前項の審議資料に基づき、本学工学研究科博士前期課程修了の審議を行うとともに、学位を授与すべきか否かを審議する。

（学位授与の審議結果の報告）

- 第10条 研究科長は、前条の審議結果を学位規則第16条に基づき速やかに学長に報告するものとする。

（学位論文の保管）

- 第11条 学位を授与できこととなった学位論文は、当該専攻において保管するものとす

る。

第3章 課程博士

(予備審査)

第12条 学位規則第7条第2項の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位論文の提出に先立ち、あらかじめ研究科教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

(予備審査の申請資格)

第13条 予備審査を申請することができる者は、香川大学大学院工学研究科規程第5条第1項に規定する修了要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は修了予定期までに修了要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受ける見込みが確実であると認められる者とする。

(予備審査の申請)

第14条 予備審査を申請しようとする者（以下「予備審査申請者」という。）は、主指導教員及び専攻長の承認を得た上で、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に予備審査用として必要部数を提出するものとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 予備審査申請書（課程博士）（別紙様式第6） | 1部 |
| (2) 学位論文の概要（日本語又は英語）（別紙様式第7） | 1部 |
| (3) 論文目録（日本語又は英語）（別紙様式第8） | 1部 |
| (4) 主論文（公刊予定である場合は、その原稿の写し）及び主論文となり得る成果に関する情報
（日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。） | 各1部 |
| (5) その他（参考資料を添付することができる。） | 各1部 |
| (6) 共著者の承諾書（別紙様式第9） | 共著者各1部 |

2 予備審査の申請時期は、学位論文提出予定期日の3月以前とする。

(予備審査の付託)

第15条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、研究科教授会に報告し、各専攻に学位の授与の審査請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

(予備審査委員会)

第16条 各専攻は、前条に規定する予備審査を行うために、予備審査委員会を組織する。

2 予備審査委員会の委員（以下「予備審査委員」という。）は、次の各号に定めるところにより構成する。

- (1) 原則として、主指導教員又は専攻長を含めた3人以上の予備審査委員によって構成する。
- (2) 予備審査委員会の委員長（以下「予備審査委員長」という。）は、主指導教員又は専攻長を充てるものとし、予備審査委員長は、予備審査委員会の総括を行うものとする。
- (3) 研究科長が有資格者と認めた場合は、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。

(4) 予備審査委員は、博士の学位を取得している者とする。

(予備審査の方法)

第17条 予備審査委員会の日程については、予備審査委員長が決定するものとする。ただし、原則として、博士後期課程修了予定年次の11月（9月修了者については5月）までに開催するものとする。

- 2 予備審査は、提出予定の学位論文の妥当性、研究内容・研究手法の的確性及び取りまとめの方向等を点検・検討し、多角的、かつ、総合的な観点から重要な指摘や教示等を行うものとする。
- 3 専攻長は、予備審査委員会の日程が決定した場合には、速やかに予備審査日程表（課程博士）（別紙様式第10）により、研究科長に報告するものとし、研究科長は、予備審査の日程を関係者に周知するものとする。

(予備審査結果の報告)

第18条 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から2月以内に、学位の授与の審査請求に値するか否かを審査し、専攻長はその結果を予備審査結果報告書（課程博士）（別紙様式第11）により、研究科長に報告するものとする。

- 2 研究科長は、予備審査結果を研究科教授会に報告しなければならない。
- 3 研究科教授会は、学位の授与の審査請求に値するか否かを審議のうえ議決し、研究科長はその結果を速やかに予備審査申請者に通知するものとする。

(学位論文の審査申請)

第19条 予備審査の結果、学位の授与の審査請求に値すると認められた予備審査申請者（以下「本審査申請者」という。）は、主指導教員及び専攻長の承認を得た上で、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。ただし、第2号から第6号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとし、第7号については、予備審査の申請時に未提出であった書類に限り提出するものとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 学位審査申請書（課程博士）（別紙様式第12） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式第8） | 1部 |
| (3) 学位論文（日本語又は英語） | 1部 |
| (4) 学位論文の内容の要旨（日本語又は英語）（別紙様式13） | 1部 |
| (5) 主論文 | 各1部 |
| （日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。また、公刊予定である場合は、掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を添付するものとする。） | |
| (6) その他（参考資料を添付することができる。） | 各1部 |
| (7) 共著者の承諾書（別紙様式第9） | 共著者各1部 |
| (8) 履歴書（別紙様式第14） | 1部 |

- 2 前項に規定する申請書等の提出期日は、研究科教授会において定める本学工学研究科博士後期課程第3年次の1月（第2学期から入学した者については7月）の指定する期日までとする。ただし、香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第44条第2項及び第4項ただし書の規定による優れた業績を上げたと認められる者については、研究科教授会において定める本学工学研究科博士後期課程第1年次の1月（第2学期から入学した者については7月）の指定する期日までに、学則第44条第3項ただし書の規定による優れた研究業績を上げたと認められる者については、研究科教授会において定め

る本学工学研究科博士後期課程第2年次の1月（第2学期から入学した者については7月）の指定する期日までに提出できるものとする。

- 3 前項に規定する「優れた研究業績を上げたと認められる者」とは、本学工学研究科博士後期課程において、十分な研究指導を受け、研究業績が学術論文（学会誌又はこれに準ずる権威ある学術雑誌等に掲載された論文。共著論文を含む。）2報以上に結実し、かつ、早期に学位論文提出の資格要件を満たし、研究科教授会の議を経て、研究科長が標準修業年限の短縮に値すると認めた者をいう。

（審査の付託）

第20条 研究科長は、前条の学位論文の申請を受理したときは、学位規則第9条第1項の規定に基づき、研究科教授会に学位論文の審査及び最終試験の実施を付託する。

（審査委員会）

第21条 研究科教授会は、前条により審査を付託されたときは、次の各号に定めるところによる審査委員で構成する審査委員会を設ける。

- (1) 主査1人及び副査2人以上の計3人以上の審査委員をもって組織する。
 - (2) 前号の主査1人及び副査2人は、研究科担当の教員とする。ただし、審査委員のうち1人は申請者の主指導教員とする。
 - (3) 原則として、主査は主指導教員を充てるものとし、主査は審査委員会の総括を行うものとする。
 - (4) 研究科長が有資格者と認めた場合は、第2項の審査委員のほかに他研究科又は他機関の教員等を副査に加えることができる。
 - (5) 審査委員は、博士の学位を取得している者とする。
- 2 専攻長は、前項の審査委員を選出するため、本審査申請者ごとに学位論文審査委員候補者（課程博士）を選定し、審査委員候補者一覧表（課程博士）（以下この章において「一覧表」という。）（別紙様式15）により、研究科長に提出するものとする。
- 3 研究科長は、前項の一覧表を研究科教授会に提出するものとする。
- 4 研究科教授会は、前項の一覧表に基づき、審査委員を選出する。

（学位論文公聴会）

第22条 審査委員会は、学位論文の審査において、学位論文公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するものとする。

- 2 専攻長は、公聴会の日程を、学位論文公聴会日程表（課程博士）（別紙様式16）により研究科長に報告し、原則として開催の1週間前までに、公聴会の日程を公示するものとする。

（学位論文審査等の実施）

第23条 審査委員会は、学位論文を受理した日から速やかに学位論文の審査及び最終試験を実施する。

- 2 前項の最終試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連する分野について、筆記又は口述により行う。
- 3 第1項の学位論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

（学位論文の審査結果等の報告）

第24条 審査委員会は、専攻の議を経て、学位論文の審査及び最終試験の結果を、研究科

長に文書をもって報告するものとする。

2 前項に規定する報告の文書は、学位論文（課程博士）の審査結果の要旨及び学位（課程博士）の最終試験の結果の要旨（別紙様式第17）とする。

（学位授与の審議）

第25条 研究科長は、前条の報告に基づき、学位授与審議資料（課程博士）（以下この章において「審議資料」という。）（別紙様式第18）を作成し、研究科教授会に提出するものとする。

2 研究科教授会は、前項の審議資料に基づき、本学工学研究科博士後期課程修了の審議を行うとともに、学位を授与すべきか否かを審議する。

（学位授与の審議結果の報告）

第26条 研究科長は、前条の審議結果を学位規則第16条に基づき速やかに学長に報告するものとする。

第4章 論文博士

（申請資格）

第27条 論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学工学研究科博士後期課程に標準修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院の修士課程又は博士前期課程の修了者で、原則として4年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学を卒業した者で、原則として7年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号のほか、研究科教授会において学位申請の資格を有すると認めた者

2 前項第2号及び第3号に規定する研究歴とは、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 大学の専任教員として研究に従事した機関
- (2) 大学の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) 前各号のほか、その他研究科教授会が認めた期間

（予備審査）

第28条 前条第1項各号の一に該当する者で、学位規則第7条第3項の規定により課程修了によらない学位論文提出に係る学位審査を申請しようとする者は、学位授与の申請に先立ち、あらかじめ研究科教授会による予備審査を受け、承認を得るものとする。

（指導教員等）

第29条 前条の学位審査の申請に先立ち、第27条第1項第1号に該当する者は、原則として在学時の主指導教員を、第27条第1項第2号から第4号に該当する者は、学位論文の内容に関連のある研究分野の本学工学研究科博士後期課程における研究指導教員を紹介教員として選択しなければならない。

（予備審査の申請）

第30条 予備審査申請者は、前条に規定する主指導教員等及び専攻長の承認を得た上で、

次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までの書類については、別に予備審査用として必要部数を提出するものとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 予備審査申請書（論文博士）（別紙様式第19） | 1部 |
| (2) 学位論文草稿（日本語又は英語）（仮綴じで可） | 1部 |
| (3) 論文目録（日本語又は英語）（別紙様式第8） | 1部 |
| (4) 主論文（公刊予定である場合は、その原稿の写し）及び主論文となり得る成果に関する情報
(日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。) | 各1部 |
| (5) その他（参考資料を添付することができる。） | 各1部 |
| (6) 共著者の承諾書（別紙様式第9） | 共著者各1部 |
| (7) 履歴書（別紙様式第14） | 1部 |
| (8) 研究歴証明書（別紙様式第20） | 各機関1部 |
| (9) 最終学校の卒業（修了）証明書 | 1部 |

2 第27条第1項第1号に該当する者が、退学後1年以内に申請する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項第9号に規定する書類の提出は免除することができる。

3 予備審査の申請時期は、第14条第2項に定める時期とする。

（予備審査の付託）

第31条 研究科長は、予備審査の申請があったときは、研究科教授会に報告し、各専攻に学位の授与の審査請求に値するか否かを決定するための予備審査を付託する。

（予備審査委員会）

第32条 各専攻は、前条に規定する予備審査を行うために、予備審査委員会を組織する。

2 予備審査委員は、次の各号に定めるところにより構成する。

- (1) 原則として、主指導教員等及び専攻長を含めた3人以上の予備審査委員によって構成する。
- (2) 予備審査委員長は、専攻長を充てるものとし、予備審査委員長は、予備審査委員会の総括を行うものとする。
- (3) 研究科長が必要と認めた場合は、他研究科若しくは他機関の教員等を加えることができる。
- (4) 予備審査委員は、博士の学位を取得している者とする。

（予備審査の方法）

第33条 予備審査委員会の日程については、予備審査委員長において決定するものとする。

2 専攻長は、予備審査委員会の日程が決定した場合には、速やかに予備審査日程表（論文博士）（別紙様式第21）により、研究科長に報告するものとし、研究科長は、予備審査の日程を関係者に周知するものとする。

（予備審査結果の報告）

第34条 予備審査委員会は、予備審査を付託された日から2月以内に、学位の授与の審査請求に値するか否かを審査し、専攻長はその結果を予備審査結果報告書（論文博士）（別紙様式第22）により、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、予備審査結果を研究科教授会に報告しなければならない。

3 研究科教授会は、学位の授与の審査請求に値するか否かを審議のうえ議決し、研究科長はその結果を速やかに予備審査申請者に通知するものとする。

(学位論文の審査申請)

第35条 本審査申請者は、第29条に規定する主指導教員等及び専攻長の承認を得た上で、次の各号に掲げる書類を、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、第2号から第6号までの書類については、別に審査用として必要部数を提出するものとし、第7号については、予備審査の申請時に未提出であった書類に限り提出するものとする。

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) 学位審査申請書（論文博士）（別紙様式第23） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式第8） | 1部 |
| (3) 学位論文（日本語又は英語） | 1部 |
| (4) 学位論文の内容の要旨（日本語又は英語）（別紙様式第13） | 1部 |
| (5) 主論文 | 各1部
(日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。また、公刊予定である場合は、掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を添付するものとする。) |
| (6) その他（参考資料を添付することができる。） | 各1部 |
| (7) 共著者の承諾書（別紙様式第9） | 共著者各1部 |
| (8) 履歴書（別紙様式第14） | 1部 |
| (9) 研究歴証明書（別紙様式第20） | 各機関1部 |
| (10) 最終学校の卒業（修了）証明書 | 1部 |
| (11) 戸籍抄本 | 1部 |
| (12) 学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。） | 文部科学省令で定める額 |

2 第27条第1項第1号に該当する者が、退学後1年以内に申請する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項第10号に規定する書類の提出及び審査手数料の納付について免除することができる。

3 第1項に規定する申請書等の提出期日は、研究科教授会において定める期日までとする。

(審査の付託)

第36条 研究科長は、前条の学位論文の審査申請を受理したときは、学位規則第9条第1項の規定に基づき、研究科教授会に学位論文の審査及び学力の確認の実施を付託する。

(審査委員会)

第37条 研究科教授会は、前条により審査を付託されたときは、次の各号に定めるところによる審査委員で構成する審査委員会を設ける。

- (1) 主査1人及び副査2人以上の計3人以上の審査委員をもって組織する。
- (2) 前号の主査1人及び副査2人は、研究科担当の教員とする。ただし、審査委員のうち1人は申請者の主指導教員等とする。
- (3) 原則として、主査は主指導教員等を充てるものとし、主査は審査委員会の総括を行うものとする。
- (4) 研究科長が有資格者と認めた場合は、第2項の審査委員のほかに他研究科又は他機関の教員等を副査に加えることができる。
- (5) 審査委員は、博士の学位を取得している者とする。

- 2 専攻長は、前項の審査委員を選出するため、本審査申請者ごとに学位論文審査委員候補者（論文博士）を選定し、審査委員候補者一覧表（論文博士）（以下この章において「一覧表」という。）（別紙様式第24）により、研究科長に提出するものとする。
- 3 研究科長は、前項の一覧表を研究科教授会に提出するものとする。
- 4 研究科教授会は、前項の一覧表に基づき、審査委員を選出する。

（学位論文公聴会）

- 第38条 審査委員会は、学位論文の審査において、公聴会を開催するものとする。
- 2 専攻長は、公聴会の日程を学位論文公聴会日程表（論文博士）（別紙様式第25）により研究科長に報告し、原則として開催の1週間前までに、公聴会の日程を公示するものとする。

（学位論文審査等の実施）

- 第39条 審査委員会は、学位論文を受理した日から速やかに学位論文の審査及び学力の確認を行う。
- 2 前項の学力の確認は、専攻分野及び外国（英語）について、筆記又は口述により行う。
 3. 前項の規定にかかわらず、本学工学研究科博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者が3年以内に学位規則第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請した場合については、前項に規定する学力の確認のために行う試験を免除することができる。
 - 4 第1項の学位論文の審査及び学力の確認の結果は、合格又は不合格とする。

（学位論文の審査結果等の報告）

- 第40条 審査委員会は、専攻の議を経て、学位論文の審査及び学力の確認の結果を、研究科長に文書をもって報告するものとする。
- 2 前項に規定する報告の文書は、学位論文（論文博士）の審査結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨（別紙様式第26）とする。

（学位授与の審議）

- 第41条 研究科長は、前条の報告に基づき、学位授与審議資料（論文博士）（以下この章において「審議資料」という。）（別紙様式第27）を作成し、研究科教授会に提出するものとする。
- 2 研究科教授会は、前項の審議資料に基づき、学位を授与すべきか否かを審議する。

（学位授与の審議結果の報告）

- 第42条 研究科長は、前条の審議結果を学位規則第16条に基づき速やかに学長に報告するものとする。

第5章 雜則

（実施細目）

- 第43条 この要項に定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この要項の施行に伴い、香川大学大学院工学研究科学位（修士）授与審査細則（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この要項の施行に伴い、香川大学大学院工学研究科学位（博士）授与審査細則（平成16年4月1日制定）は廃止する。
- 4 この要項の施行に伴い、香川大学大学院工学研究科学位（博士）授与審査細則の運用方針（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年10月4日から施行する。

別紙様式第1

学位審査申請書（修士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

審査申請者
令和 年度入学
工学研究科 専攻
学籍番号
氏名 (印)

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第3条の規定に基づき、下記題目の学位論文（正本1部、副本2部）を提出いたしますので、御審査くださいますようお願いいたします。

記

学位論文 題 目	
論文要旨	

主指導教員承認 氏名 (印)

審査委員候補者一覧表（修士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

専攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第 5 条第 2 項の規定に基づき、学位論文審査委員候補者（修士）について、下記のとおり選定いたします。

記

審査申請者 (学籍番号)	学位論文題目	主査	副査	副査

学位論文発表会日程表（修士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

専攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第6条第2項の規定に基づき、学位論文発表会の日程について、下記のとおり報告いたします。

記

審査申請者 (学籍番号)	開催日時	開催場所

別紙様式第4

学位論文（修士）の審査結果の要旨及び
学位（修士）の最終試験の結果の要旨

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

所属
主査 氏名 印

所属
副査 氏名 印

所属
副査 氏名 印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第8条の規定に基づき、学位論文の審査及び最終試験の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

学位論文 審査申請者 (学籍番号)	
学位論文題目	

審査結果の要旨		
審査	学位論文	
結果	最終試験	

学位授与審議資料（修士）

専攻

整理番号	入学年度 (学籍番号)	氏名	学位論文題目	審査委員		学位論文審査及び最終試験結果		修得単位数		学位授与の可否
						学位論文審査	最終試験	必修	選択	
1				主査						
				副査						
2				主査						
				副査						
3				主査						
				副査						
4				主査						
				副査						
5				主査						
				副査						

予備審査申請書（課程博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

（予備審査申請者）

香川大学大学院工学研究科

博士後期課程

専攻

（令和 年度入学）

学籍番号

氏 名

印

（論文発表に使用した英字表記氏名も併記すること）

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第 12 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出いたしますので、御審査くださいますようお願いいたします。

記

学位論文の概要（日本語又は英語） 部

論文目録（日本語又は英語） 部

主論文（公刊予定の場合は、その原稿の写し） 各 部

その他（参考資料を添付することができる。） 各 部

共著者の承諾書 共著者各 1 部

（備考）

1 主論文が日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。また、公刊予定である場合は、掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を上記書類と併せて提出するものとする。

2 主論文が共著である場合は、共著者が故人となった場合を除き、共著者の承諾書（共著者各 1 部）を提出するものとする。

主指導教員承認 氏名

印

専攻長承認 氏名

印

別紙様式第 7

学位論文の概要

氏名

(印)

学位論文題目	
	(日本語1,000～2,000字、又は英語400～800語)
学位論文の概要	

論文目録

氏名

(印)

<学位論文>

学位論文題目	
--------	--

<主論文>

題 目	
著 者 名	
学 術 雜 誌 名 (巻、号、ページ)	
発 行 年 月	
題 目	
著 者 名	
学 術 雜 誌 名 (巻、号、ページ)	
発 行 年 月	
題 目	
著 者 名	
学 術 雜 誌 名 (巻、号、ページ)	
発 行 年 月	
題 目	
著 者 名	
学 術 雜 誌 名 (巻、号、ページ)	
発 行 年 月	

共著者の承諾書

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

所属・職名

共著者氏名

(印)

学位論文題目	
共著論文題目	
著者名	
学術雑誌名 (巻、号、ページ)	(　　、　　、　　)に発表・発表予定 (いずれかを=で消すこと。)
発行年月	令和 年 月

上記共著論文を 氏が、香川大学博士（工学）の学位申請のための主論文として提出することを承諾します。

なお、当該論文は、学位論文として過去において、大学評価・学位授与機構又はいずれの大学に対しても学位論文として申請していないものであり、また将来においても使用しません。

予備審査日程表（課程博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

專攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第17条第3項の規定に基づき、予備審査日程（課程博士）について、下記のとおり報告いたします。

記

予備審査結果報告書（課程博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

(予備審査委員会)

予備審査委員（委員長）

所属

氏名

印

予備審査委員

所属

氏名

印

予備審査委員

所属

氏名

印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第18条第1項の規定に基づき、学位申請に係る予備審査結果（課程博士）について、下記のとおり報告いたします。

記

予備審査申請者 (学籍番号)	
予備審査開催日時	令和 年 月 日
開 催 場 所	
予 備 審 査 結 果	学位の授与の審査請求に 値する • 値しない
本申請予定年月日	令和 年 月 日

学位審査申請書（課程博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

(本審査申請者)

香川大学大学院工学研究科

博士後期課程

専攻

(令和 年度入学)

学籍番号

氏 名

印

(論文発表に使用した英字表記氏名も併記すること)

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出いたしますので、御審査くださいますようお願いいたします。

記

論文目録	部
学位論文（日本語又は英語）	部
学位論文の内容の要旨（日本語又は英語）	部
主論文	各 部
その他（参考資料を添付することができる。）	各 部
共著者の承諾書	共著者各 1 部
履歴書	1 部

(備考)

- 1 主論文が日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。また、公刊予定である場合は、掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を上記書類と併せて提出するものとする。
- 2 主論文が共著である場合は、共著者が故人となった場合を除き、共著者の承諾書（共著者各 1 部）を提出するものとする。

主指導教員承認 氏名

印

専攻長承認 氏名

印

学位論文の内容の要旨

氏名

(印)

学位論文題目	
	(日本語1,000~2,000字、又は英語400~800語)
学位論文の内容の要旨	

履歴書

ふりがな 氏名		男・女
生年月日	年月日生	
本籍（都道府県） 又は国籍		
現住所	〒	

(学歴) 高等学校卒業以後の学歴を年代順に記入するものとする。

年月日	事項

(職歴)

年月日	事項

(賞罰)

年月日	事項

以上のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

(印)

審査委員候補者一覧表（課程博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

専攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第21条第2項の規定に基づき、学位審査委員候補者（課程博士）について、下記のとおり選定いたします。

記

本審査申請者 (学籍番号)	学位論文題目	審査委員候補者
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：

学位論文公聴会日程表（課程博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

專攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第22条第2項の規定に基づき、学位論文公聴会の日程について、下記のとおり報告いたします。

記

学位論文（課程博士）の審査結果の要旨及び
学位（課程博士）の最終試験の結果の要旨

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

(審査委員会)

審査委員（主査）

所属

氏名

印

審査委員（副査）

所属

氏名

印

審査委員（副査）

所属

氏名

印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項24条の規定に基づき、最終試験の結果の要旨について、下記のとおり報告いたします。

記

審査結果	開催年月日	令和 年 月 日
	試験方法	筆記・口述（該当するものを○で囲むこと。）
	本審査申請者 (学籍番号)	
	学位論文題目	
	学位論文の審査結果 とその要旨	合格・不合格（該当するものを○で囲むこと。） (学位論文の審査結果の要旨) 別紙のとおり
	最終試験の結果と その要旨	合格・不合格（該当するものを○で囲むこと。） (最終試験の結果の要旨) 別紙のとおり

別 紙

学位論文の審査結果の要旨及び最終試験の結果の要旨

(学位論文の審査結果の要旨) (日本語1,000~2,000字、又は英語400~800語)

(最終試験の結果の要旨) (日本語1,000字以内)

学位授与審議資料（課程博士）

專攻

予備審査申請書（論文博士）

令和 年 月 日

香川大学長 殿

(予備審査申請者)
所 属

氏 名 印
(論文発表に使用した英字表記氏名も併記すること)

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第28条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出いたしますので、御審査くださいますようお願いいたします。

記

学位論文草稿（日本語又は英語）（仮綴じで可）	部
主論文（公刊予定の場合は、その原稿の写し）	各 部
その他（参考資料を添付することができる。）	各 部
共著者の承諾書	共著者各1部
履歴書	1部
研究歴証明書	各機関1部
最終学校の卒業(修了)証明書	1部

(備考)

- 1 主論文が日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。また、公刊予定である場合は、掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を上記書類と併せて提出するものとする。
- 2 主論文が共著である場合は、共著者が故人となった場合を除き、共著者の承諾書（共著者各1部）を提出するものとする。

主指導教員承認 氏名 印
(紹介教員承認)

専攻長承認 氏名 印

研 究 歷 証 明 書

令和 年 月 日

(研究機関の長)

職印

本において、下記のとおり研究に従事したことを証明する。

記

1. 氏 名	(年 月 日生)
2. 研究に従事した期間	
3. 研究に従事した期間の身分	
4. 研究指導者の役職・氏名	
5. 主な研究事項	

予備審査日程表（論文博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

専攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第33条第2項の規定に基づき、予備審査日程（論文博士）について、下記のとおり報告いたします。

記

予備審査結果報告書（論文博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

（予備審査委員会）

予備審査委員（委員長）

所属

氏名

印

予備審査委員

所属

氏名

印

予備審査委員

所属

氏名

印

香川大学大学院工学研究科学位（博士）授与審査要項第34条第1項の規定に基づき、予備審査結果（論文博士）について、下記のとおり報告いたします。

記

予備審査申請者 (所属)	
予備審査開催日時	令和 年 月 日
開 催 場 所	
予 備 審 査 結 果	学位の授与の審査請求に 値する ・ 値しない
本申請予定年月日	令和 年 月 日

学位審査申請書（論文博士）

令和 年 月 日

香川大学長殿

(本審査申請者)
所 属

氏 名 印
(論文発表に使用した英字表記氏名も併記すること)

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第35条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を提出いたしますので、御審査くださいますようお願ひいたします。

記

論文目録	部
学位論文（日本語又は英語）	部
学位論文の内容の要旨（日本語又は英語）	部
主論文	各 部
その他（参考資料を添付することができる。）	各 部
共著者の承諾書	共著者各 1 部
履歴書	1 部
最終学校の卒業（修了）証明書	1 部
研究歴証明書	各機関各 1 部
戸籍抄本	1 部
学位論文審査手数料	文部科学省令で定める額

（備考）

- 1 主論文が日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。また、公刊予定である場合は、掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を上記書類と併せて提出するものとする。
- 2 主論文が共著である場合は、共著者が故人となった場合を除き、共著者の承諾書（共著者各 1 部）を提出するものとする。

主指導教員承認 氏名 印
(紹介教員承認)

専攻長承認 氏名 印

審査委員候補者一覧表（論文博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科 専攻長
氏名 印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第37条第2項の規定に基づき、審査委員候補者（論文博士）を、下記のとおり選定いたします。

記

本審査申請者 (学籍番号)	学位論文題目	審査委員候補者
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：
		主査：
		副査：
		副査：

学位論文公聴会日程表（論文博士）

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

工学研究科
氏名

専攻長
印

香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項第38条第2項の規定に基づき、予備審査日程（論文博士）について、下記のとおり報告いたします。

記

学位論文（論文博士）の審査結果の
要旨及び学力の確認の結果の要旨

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

(審査委員会)

審査委員（主査）

所属

氏名

印

審査委員（副査）

所属

氏名

印

審査委員（副査）

所属

氏名

印

香川大学大学院工学研究科授与審査要項40条の規定に基づき、学位論文の審査結果の要旨を、下記のとおり報告いたします。

記

審査 結果	公聴会開催年月日	令和 年 月 日
	本審査申請者 (所属)	
	学位論文題目	
	学位論文の審査結果 とその要旨	合 格 ・ 不合格 (該当するものを○で囲むこと。) (学位論文の審査結果の要旨) 別紙のとおり
	学力の確認の結果と その要旨	合 格 ・ 不合格 (該当するものを○で囲むこと。) (学力の確認の結果の要旨) 別紙のとおり

別 紙

学位論文の審査結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨

(学位論文の審査結果の要旨) (日本語1,000~2,000字、又は英語400~800語)

(学力の確認の結果の要旨) (日本語1,000字以内)

学位授与審議資料（論文博士）

専攻

整理番号	入学年度 (所属)	氏名	学位論文題目	審査委員		学位論文審査及び学力の確認の結果		学位授与の可否
				主査	副査	学位論文審査	学力の確認	

香川大学大学院工学研究科学位授与審査に関する申合せ

平成31年4月1日

(趣旨)

第1 この申合せは、香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項（平成31年4月1日施行）（以下「要項」という。）の規定に基づき必要な事項を定める。

(学位論文)

第2 学位論文は、日本語又は英語で記述するものとする。

(主論文)

第3 要項第14条第1項第4号に規定する主論文は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原則として、主論文（学位論文の基礎となる論文）中には、学術論文（学会誌又はこれに準ずる権威ある学術雑誌等に掲載された論文。共著論文については、共著者が過去において、大学評価・学位授与機構又はいずれの大学に対しても学位論文として申請していないもの及び将来においても使用しないものに限って含めることができる。また、Co-first authorsについても同様の扱いとする。）が修士課程又は博士前期課程在学中を含めて2報以上あることを必要とする。
- (2) (1)の主論文のうち、少なくとも1報は、博士後期課程在学中の研究成果に基づく学術論文（プロシーディングスは除く。）であることを必要とする。
- (3) 国際学会が主催する学術集会のプロシーディングス（他の学術論文と内容上の重複がなく、学術論文に準じる形式で作成されているものに限る。）については、1報のみを(1)に規定する「学術論文」に該当するものとみなすことができる。
- (4) (1)の主論文のうち、少なくとも1報は、申請者が筆頭著者（単著を含む。）であることを必要とする。
- (5) 主論文は、公刊済みのもの又は公刊予定のものとする。公刊予定のものを提出する場合は、公刊することを予約した掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を添付するものとする。なお、公刊され次第、速やかに香川大学大学院工学研究科長へ提出しなければならない。併せて、共著のものについては、共著者の承諾書（要項「別紙様式第9」）を共著者につき各1部提出するものとする。また、日本語又は英語以外で記述している場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。

第4 要項第30条第1項第4号に規定する主論文は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 原則として、主論文（学位論文の基礎となる論文）中には、学術論文（学会誌又はこれに準ずる権威ある学術雑誌等に掲載された論文。共著論文については、共著者が過去において、大学評価・学位授与機構又はいずれの大学に対しても学位論文として申請していないもの及び将来においても使用しないものに限って含めることができる。また、Co-first authorsについても同様の扱いとする。）が4報以上あることを必要とする。
- (2) 国際学会が主催する学術集会のプロシーディングス（他の学術論文と内容上の重複がなく、学術論文に準じる形式で作成されているものに限る。）については、4

報のうち2報までを(1)に規定する「学術論文」に該当するものとみなすことができる。

- (3) (1)の主論文のうち、少なくとも2報は、申請者が筆頭著者（単著を含む。）であることを必要とする。
- (4) 要項第27条第1項第1号に該当する者が退学後1年以内に申請する場合にあっては、(1)から(3)によらず、第3項(1)、(3)及び(4)を準用する。この場合、第3項(1)の主論文のうち、少なくとも1報は博士後期課程在学中またはその後の研究成果に基づく学術論文（プロシーディングスは除く。）であることを必要とする。
- (5) 主論文は、公刊済みのもの又は公刊予定のものとする。公刊予定のものを提出する場合は、公刊することを予約した掲載承諾書（写）又は印刷契約書（写）を添付するものとする。なお、公刊され次第、速やかに研究科長へ提出しなければならない。また、共著のものについては、共著者の承諾書（別紙様式第9）を共著者につき各1部を併せて提出するものとする。また、日本語又は英語以外で記述してある場合は、日本語又は英語の訳文（全文）を添付するものとする。

（学位授与の時期）

第5 学長が、学位（博士）を授与すべきと認めた者に対する学位授与の時期は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に合格した者（第2号及び第3号に規定する者を除く。）
第3年次末の定められた日
- (2) 香川大学大学院学則第44条第2項ただし書及び第4項ただし書の規定により合格した者
第1年次末の定められた日。ただし、第2年次末又は第3年次で合格した者については合格した日
- (3) 香川大学大学院学則第44条第3項ただし書の規定により合格した者
第2年次末の定められた日。ただし、第3年次で合格した者については合格した日
- (4) その他の者
合格した日

（雑則）

第6 この申合せに定めるもののほか、学位審査に関し必要な事項は、別に定める。

付 記

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

付 記

この申合せは、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 記

この申合せは、令和4年3月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

香川大学大学院工学研究科博士後期課程における
優れた研究業績を上げた者の在学期間短縮修了に関する内規

平成17年 2月21日

(趣旨)

第1条 この内規は、香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第44条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書の規定に基づき、香川大学大学院工学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程修了（以下「早期修了」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(早期修了見込者の推薦及び審査依頼)

第2条 主指導教員は、学則第44条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書に規定する「優れた研究業績を上げた者」に該当すると認められる者（以下「早期修了見込者」という。）があるときは、早期修了見込者に係る「博士後期課程早期修了に関する推薦書」（別紙様式第1）により、工学研究科長（以下「研究科長」という。）に推薦するとともに、審査を依頼する。

(推薦及び審査依頼の時期)

第3条 前条に規定する推薦及び審査依頼の時期は、原則として学位論文の予備審査の申請時期までとする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、第2条に規定する推薦及び審査依頼があったときは、香川大学大学院工学研究科学位授与審査要項（以下「審査要項」という。）第15条に規定する予備審査の付託のほか、優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かについての審査を付託する。

(審査委員会と審査)

第5条 当該専攻長は、審査要項第16条に規定する予備審査委員会（以下「委員会」という。）を組織するものとする。

- 2 優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かについての審査を行うに当たって必要な事項等については、各専攻で定めるものとする。
- 3 委員会は、審査要項第18条第1項に規定する学位の授与の審査請求に値するか否かの審査のほか、早期修了見込者が優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かを審査し、予備審査を付託された日から2月以内に、博士後期課程早期修了に関する審査の結果報告書（別紙様式第2）により、専攻長を経て、工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に報告するものとする。

(審査決定と結果の通知)

第6条 研究科長は、前条に規定する報告に基づき、審査要項第18条第1項に規定する学位の授与の審査請求に値するか否かの審査のほか、早期修了見込者が優れた研究業績を上げた者として早期修了候補者に該当するか否かを研究科教授会で審議の上決定する。

- 2 研究科長は、前項の結果を速やかに主指導教員に通知するものとする。

(学位審査論文の提出)

第7条 早期修了候補者に該当すると判断された者は、審査要項第19条に規定する学位論文審査の申請書類を研究科長に提出することができる。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この内規は、平成17年2月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式第1

香川大学大学院工学研究科長 殿

令和 年 月 日

主指導教員 氏名

(印)

博士後期課程早期修了に関する推薦書

下記の者は、優れた研究業績を上げた者と認め、学則第44条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書に規定する早期修了に関する推薦書類を提出いたしますので、審査くださるようお願いいたします。

記

1. 推薦する学生氏名等

①学籍番号・氏名	学籍番号		
	氏 名		
②早期修了予定課程・専攻名	博士後期課程	専攻	
③博士前期（修士）課程入学年月日	年	月	日
④博士前期（修士）課程修了年月日	年	月	日
⑤博士後期課程入学（進学）年月日	年	月	日
⑥博士後期課程修了予定年月日	年	月	日

2. 研究内容の説明

3. 推荐理由（不足する場合は、別紙に記入すること。）

博士後期課程早期修了に関する審査の結果報告書

令和 年 月 日

香川大学大学院工学研究科長 殿

(予備審査委員会)

予備審査委員(委員長)

所属

氏名

印

予備審査委員

所属

氏名

印

予備審査委員

所属

氏名

印

香川大学大学院学則第44条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書に規定する早期修了に係る審査について、下記のとおり審査結果を報告いたします。

記

審査 結果	審査年月日	令和 年 月 日
	被推薦者 (学籍番号)	
	修了予定課程 ・専攻名	博士後期課程 専攻
		早期修了候補者に 該当する ・ 該当しない (該当するものを○で囲むこと。) (審査の結果の要旨)
	審査の結果と その要旨	別紙のとおり

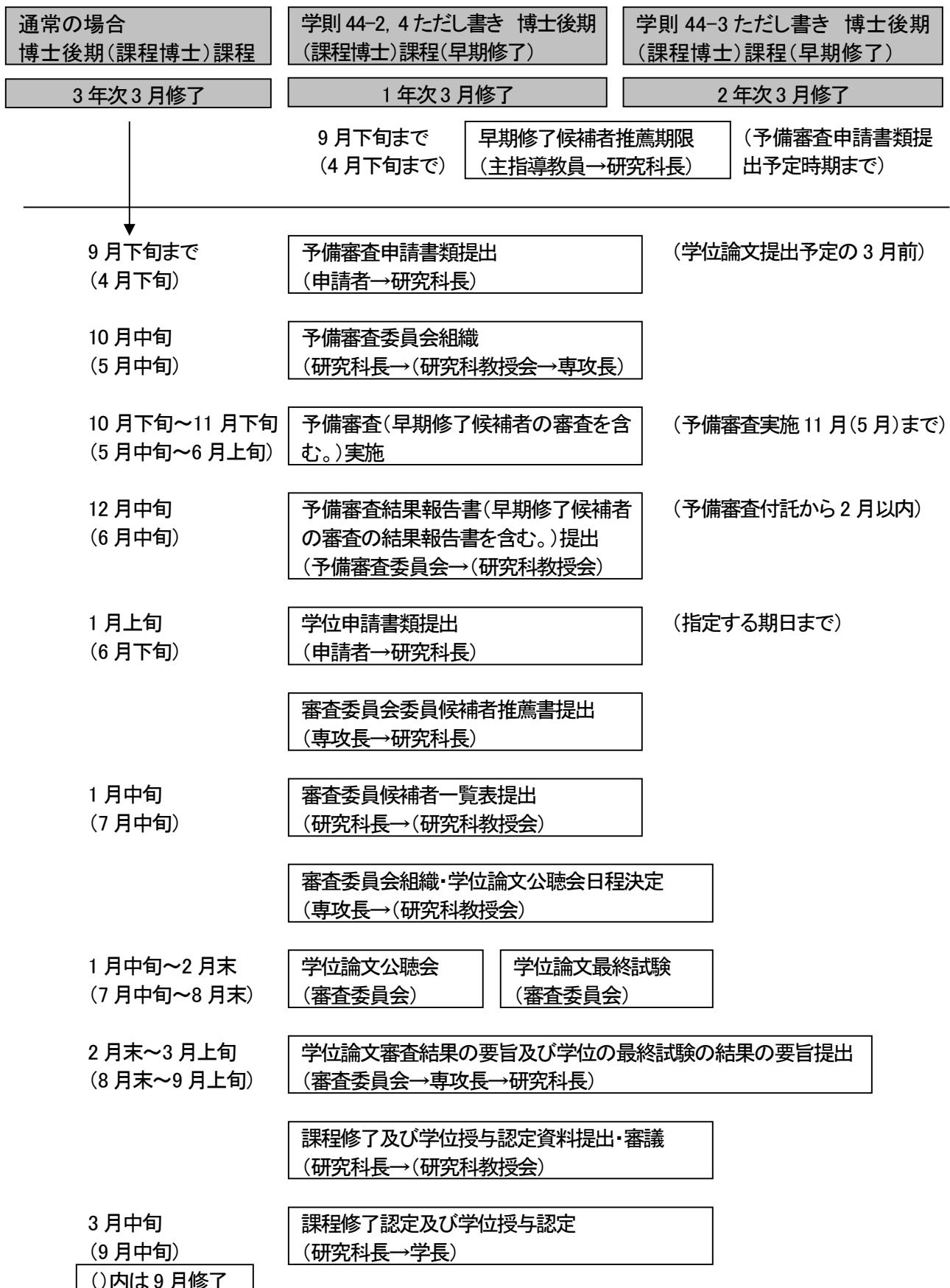
別 紙

審査の結果の要旨

被推薦者（学籍番号）

学位論文題目

博士後期課程学位授与スケジュール



香川大学大学院工学研究科長期履修学生取扱細則

平成17年2月21日

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条及び香川大学大学院工学研究科規程第5条の規定に基づき、香川大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）における学生が職業を有している等の事情により、学則第17条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する学生（以下「長期履修学生」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(長期履修学生の申請有資格者)

第2条 長期履修学生になることを申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 官公庁、企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く。）又は、自ら事業を行っている者等フルタイムの職業に就いている者（有職者であることにより社会人特別選抜に出願し、合格した者で、入学後も職業を有している者を含む。）
- (2) 家事、育児、親族の介護等、前号に準ずる負担により、修学に重大な影響があると本研究科において認めた者
- (3) その他やむを得ない事由により、修学に重大な影響があると本研究科において認められた者

(教育課程)

第3条 長期履修学生に係る教育課程は、本研究科が定めた教育課程を弾力的に運用するものとする。

(長期履修の期間等)

第4条 長期履修の期間は、博士前期課程（以下「前期課程」という。）にあっては4年、博士後期課程（以下「後期課程」という。）にあっては6年を限度として、1年を単位として認めるものとし、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）とする。

2 長期履修学生の1年間に履修登録できる授業の単位数は、博士前期課程にあっては、20単位を限度とする。

(申請手続等)

第5条 本研究科の入学者選抜試験合格者（以下「合格者」という。）で長期履修学生を希望する者は、あらかじめ、当該専攻の長の承認を得た上で、4月入学の合格者にあっては2月末日、10月入学の合格者にあっては合格発表日の翌日から起算して7日以内に、

長期履修を申し出なければならない。

2 本研究科に在学する者（前期課程又は後期課程の最終年次に在学する者を除く。）で長期履修学生を希望する者は、あらかじめ、当該専攻の長の承認を得た上で、次の期日までに申し出なければならない。

(1) 前期課程 4月入学者にあっては1年次の2月末日、10月入学者にあっては1年次の8月末日

(2) 後期課程 4月入学者にあっては1年次又は2年次の2月末日、10月入学者にあっては1年次又は2年次の8月末日

3 前2項の申出は、次の各号に定める書類を研究科長に提出するものとする。

(1) 長期履修学生申請書（別紙様式1-1、又は1-2）

(2) 長期履修学生履修期間（申請・短縮・延長）理由書（別紙様式2）

(3) 長期履修計画書（別紙様式3）

(4) 長期履修が必要であることを証明するもの（在職証明書（別紙様式5又は別紙様式6）等）

（長期履修期間の短縮又は延長）

第6条 長期履修学生で特別な事情があると認めるとときは、長期履修期間の短縮又は延長を在籍する専攻の長が1回に限り認めることがある。

2 前項の規定により長期履修期間の短縮又は延長を認める場合の期間については、第4条の規定を準用する。この場合において、長期履修期間の短縮を認めることができる期間は、標準修業年限に1年を加えた期間までとする。

3 第1項の規定により長期履修期間のうち、残存期間の1年短縮を希望する者は、あらかじめ、当該専攻の長の承認を得た上で、長期履修期間の終了する日の2年前の学年における4月入学者にあっては2月末日、10月入学者にあっては8月末日（博士後期課程において長期履修期間のうち、残存期間の2年短縮を希望する者は、3年前の学年における4月入学者にあっては2月末日、10月入学者にあっては8月末日）までに、「長期履修学生履修期間変更願」（別紙様式4）に「長期履修学生履修期間（短縮）理由書」（別紙様式2）、長期履修期間の短縮が必要であることを証明する書類等を添えて、研究科長に申し出なければならない。

4 第1項の規定により長期履修期間のうち、残存期間の延長を希望する者は、あらかじめ、当該専攻の長の承認を得た上で長期履修期間の終了する日の1年前の学年における4月入学者にあっては2月末日、10月入学者にあっては8月末日までに、長期履修学生履修期間変更願（別紙様式4）に長期履修学生履修期間（延長）理由書（別紙様式2）、長期履修期間の延長が必要であることを証明する書類等を添えて研究科長に申し出なければならない。

（長期履修学生の決定）

第7条 研究科長は、前2条の申出があったときは、教務委員会で審査の上、長期履修学

生として認めるか否かを決定する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

長期履修学生申請書

令和_____年_____月_____日

香川大学大学院工学研究科長 殿

氏名

印

生年月日

(男・女)

受験番号

香川大学大学院工学研究科 (博士前期課程)
(博士後期課程)

専攻(入学手続予定)

保証人氏名

印

長期履修学生として許可していただきたく、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

入学年月	令和 年 月 入学
長期履修計画による 修了予定年月	令和 年 月 修了予定
長期履修計画による 修学予定年数	年
現住所	〒 TEL(-)
在学中の勤務先 (職種)	
在学中の勤務先所在地	〒 TEL(-)
※注 主指導予定教員氏名	印
専攻長氏名	印

※博士前期課程にあっては、志望する指導教員を記入すること。

添付書類

1. 長期履修学生履修期間(申請・短縮・延長)理由書(別紙様式2)
2. 長期履修計画書(別紙様式3)
3. 長期履修が必要であることを証明するもの(在職証明書(別紙様式5)等)

長期履修学生申請書

令和_____年_____月_____日

香川大学大学院工学研究科長 殿

氏　り　が　な

印

生年月日

(男・女)

学籍番号

香川大学大学院工学研究科 (博士前期課程)
(博士後期課程)

専攻

保証人氏名

印

長期履修学生として許可していただきたく、必要書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

入 学 年 月	令 和 年 月 入 学
長期履修計画による 修了予定年月	令 和 年 月 修了予定
長期履修計画による 修学予定年数	年
現 住 所	〒 TEL (-)
在学中の勤務先 (職種)	
在学中の勤務先所在地	〒 TEL (-)
※注 主指導教員氏名	印
専攻長氏名	印

※博士前期課程にあっては、指導教員を記入すること。

添付書類

1. 長期履修学生履修期間（申請・短縮・延長）理由書（別紙様式2）
2. 長期履修計画書（別紙様式3）
3. 長期履修が必要であることを証明するもの（在職証明書（別紙様式6）等）

(別紙様式2)

長期履修学生履修期間（申請・短縮・延長）理由書

課 程	[博士前期課程 ・ 博士後期課程] ※いずれかを○で囲んで下さい
専 攻	専 攻
受験番号（合格者申請） 又は 学籍番号（在学者申請）	
ふ り が な 氏 名	
申請理由を具体的に記入してください。	

(別紙様式3)

長期履修計画書

課 程	[博士前期課程 ・ 博士後期課程] ※いずれかを○で囲んで下さい
専 攻	専 攻
受験番号（合格者申請） 又は 学籍番号（在学者申請）	
ふ り が な 氏 名	
履修・研究計画等 (博士前期課程にあっては、履修計画及び本研究科において取り組みたい研究課題を、博士後期課程にあっては、本研究科において取り組みたい研究課題について、これまで学習してきたことを含めて記入してください。 なお、履修計画及び取り組みたい研究課題については、申請する在学期間それぞれの年度別に記入してください。)	

(別紙様式4)

長期履修学生履修期間変更（短縮・延長）願

令和_____年_____月_____日

香川大学大学院工学研究科長 殿

ふりがな
氏名

印

生年月日

(男・女)

学籍番号

香川大学大学院工学研究科 (博士前期課程)
(博士後期課程)

専攻

保証人氏名

印

長期履修期間の（短縮・延長）を、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

許可されている 長期履修期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 〔 年間〕
変更後の 長期履修計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 〔 年間〕
※注 主指導教員氏名	印
専攻長氏名	印

※博士前期課程にあっては、指導教員を記入すること。

添付書類

1. 長期履修学生履修期間（申請・短縮・延長）理由書（別紙様式2）
2. 長期履修計画書（別紙様式3）
3. 長期履修（短縮・延長）が必要であることを証明するもの（在職証明書（別紙様式6）等）

在職証明書

令和____年____月____日

香川大学大学院工学研究科長 殿

住 所 _____

企業名等 _____

証明者

印

(職名・氏名) _____

下記の者の在職経歴について証明します。

専攻(入学手続予定) 氏名 _____

異動年月	在職経歴(所属等)
自: 年 月 至: 年 月	

注: 在職証明書の記入者は、勤務先の所属長又は本人を熟知し職場において指導的立場にある者とします。

在職証明書

令和_____年_____月_____日

香川大学大学院工学研究科長 殿

住 所 _____

企業名等 _____

証明者

(職名・氏名) _____

印

下記の者の在職経歴について証明します。

専攻 氏名 _____

異動年月	在職経歴(所属等)
自: 年 月 至: 年 月	

注: 在職証明書の記入者は、勤務先の所属長又は本人を熟知し職場において指導的立場にある者とします。